

総務委員会会議録

平成27年7月1日(水)
(開 会) 10:08
(閉 会) 15:41

【 案 件 】

1. 議案第97号 平成27年度 飯塚市一般会計補正予算(第1号)
2. 議案第99号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
3. 議案第101号 飯塚市税条例の一部を改正する条例
4. 議案第105号 財産の譲渡(中央団地3自治公民館建物)
5. 議案第106号 財産の譲渡(中央東団地自治公民館建物)
6. 議案第107号 財産の取得(消防ポンプ自動車)
7. 議案第108号 財産の取得(職員用情報ネットワーク端末機器等)
8. 請願第1号 原発再稼働中止を求める意見書採択を求める請願
9. 請願第2号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書の採択に関する請願

【 報告事項 】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について (地域連携都市政策室)
2. 仕組債について (財政課)
3. 学校跡地の利活用方針(案)について (行財政改革推進課)
4. 市県民税変更決定処分取消請求事件について (税務課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第97号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。
執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第97号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」の概要についてご説明いたします。

別に配布いたしております「補正予算資料」をお願いいたします。1ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、表の下のほうに記載しておりますように、当初予算編成後に発生いたしました事由により早急に執行すべき事業に係る経費を補正するものでございます。補正額につきましては、一般会計で8億4159万5千円を追加し、予算の総額を687億6059万5千円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。補正予算の概要を費目毎にまとめ、予算書のページを記載いたしております。その中の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入ですが、国庫支出金および県支出金につきましては、歳出予算に計上しております対象事業の特定財源を追加するものでございます。

繰入金は、今回の補正予算の財源調整のため、財政調整基金2億8963万6千円を取り崩すものでございます。

市債につきましては、浸水対策事業および小中学校施設整備等に係る財源として合併特例債を活用するものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費、企画費の合併10周年記念事業費では、合併10周年

記念事業としまして、市の歌制定のため、外部委員会委員の報酬及び歌詞公募の賞金を計上するものでございます。

電算管理費のその他の電算管理費では、平成28年1月から開始されます社会保障・税番号の制度、マイナンバー制度導入に係る個人番号カードの交付事務に対応するための統合端末機購入費を計上するものでございます。

人権同和推進費の人権啓発センター・同和会館整備事業費では、県補助4分の3を活用いたしまして筑穂人権啓発センターの改修工事に係る経費を計上するものでございます。

戸籍住民基本台帳費のその他の戸籍住民基本台帳費では、電算管理費で説明いたしました社会保障・税番号の制度導入に係る通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る地方公共団体情報システムへの交付金、国補助10分の10でございますが、およびその問い合わせ等の対応に係る経費を計上するものでございます。

3ページをお願いいたします。民生費、障がい者福祉費の障がい者福祉事業費では、障がい者医療に対して支給された高額療養費返還について訴訟が終結いたしましたので、その弁護士謝礼金を計上するものでございます。

児童措置費の私立保育所等保育措置費では、3つの保育園の改築、および1つの幼稚園の大規模改造事業費に対します補助金を計上するものでございます。

青少年対策費の児童館建設事業費は、小中学校と併設されます穂波東地区児童館建設事業におきまして、楽市・平恒・穂波東小中学校統合事業の工事見直しに伴い継続費を設定いたしておりましたが、今回、平成29年度までの全体事業を改めて設定したため補正するものでございます。

商工費、観光費の観光振興費では、民間コンサルを活用し、誘客事業と観光プラットフォームの構築を行うための費用を計上いたしております。また、飯塚観光協会補助金では、観光事業推進強化のため観光協会の人員を1名増員するための経費を追加するものでございます。

同じく観光費の観光施設民営化事業費では、公共施設等のあり方に関する第一次実施計画に基づき、指定管理者制度の指定期間が終了する平成28年3月末をもって民間移譲を行うこととなっていることから、移譲先選定に係る委員会報酬等の経費を計上するものでございます。

土木費、土木総務費のその他の土木総務費では、明星寺地区採石場周辺市道に関する訴訟及び訴訟に関連する問題並びに明星寺地区ごみ撤去問題に関しての和解合意に係る弁護士謝礼金を計上するものでございます。

道路橋りょう新設改良費の各所新設改良事業費では、黒岩・堤田線道路改良事業において、施行時点で認識できていなかった道路埋設構造物により道路に亀裂が生じたため、その改良に係る経費を計上するものでございます。

下水道費の浸水対策事業費では、赤坂地区の調整池新設事業において、工事着手後に発見された汚染土壌の調査及び処理を行う経費を計上するものでございます。同じく、蓮台寺川河川改修事業に関して、全体計画の見直しに時間を要し、平成26年度中に地権者と同意に至らなかったため、河川敷購入費等の経費を再計上するものでございます。

教育費、小学校整備費及び中学校整備費の統合・大規模改造事業費では、先ほどご説明いたしました、穂波東地区児童館建設事業と同様に、楽市・平恒・穂波東小中学校統合事業の工事見直しに伴い継続費を設定いたしておりましたが、今回、平成29年度までの全体事業を改めて設定したため補正するものでございます。

幼稚園費の幼稚園教育振興費では、子ども・子育て新制度に移行した私立幼稚園が実施いたします一時預かり事業に係る補助金を計上するものでございます。

4ページをお願いします。継続費では、先ほどご説明いたしました楽市・平恒・穂波東小中学校統合事業の工事見直しに伴い変更するものでございます。

繰越明許費では、私立保育所整備事業において、補助金交付決定に時間を要し、年度内の完

了が見込めないことから設定するものでございます。

5 ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表および市債・基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中博文委員

補正予算資料概要の1 ページの下のほうに、個人番号カード交付事業費8354万8千円の予算が計上されていますけども、これに関連してお尋ねいたします。多分、これはマイナンバー関連のことだと思いますけども、今後の手順、スケジュールがまずどうなっていくのかをお尋ねいたします。

○情報化推進担当次長

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に関してのスケジュールでございますが、本年10月から地方公共団体情報システム機構、通称J-LISと言いますが、住民票がある全国民に対しまして12桁の個人番号を付番いたします。付番しまして、その番号の通知書、通知カードを個人番号の交付と同時に、個人番号のカードも交付申請書を送付いたしますので、受け取った交付申請書に必要事項を記入し、本人の証明写真を同封してJ-LISに返送いたします。その申請に基づきまして、カードに入っておりますICチップに必要事項が格納され、本人写真付きの個人番号カードがJ-LISから今度は飯塚市のほうに届けられます。市に届けられました個人番号カードを本庁、支所に受け取りに来ていただきまして、本人を確認し、予算に計上させていただいております交付対応統合端末でICチップにパスワード等を設定いたしまして交付事務が終わります。そういう形で進んでまいります。

○田中博文委員

本年10月から申請書が送付されて、その申請書を持って申請をするという手順ですけども、これで申請をする方と、仮に申請されない方がもしおられた場合は、何か違いがあるんでしょうか、お尋ねします。

○情報化推進担当次長

個人カードのことでございましょうが、個人カードを持つ、持たないでの違いではありますが、個人番号カードは、まず公的な身分証明書として効力を発揮いたします。平成28年1月からは、マイナンバーの利用が開始されますので、社会保障の分野では、年金、雇用保険、医療保険の手続き、福祉分野の給付、生活保護の手続き事務、税の分野では、税務署等への提出する申告書、届出書、調書等の記載、災害対策の分野では、災害時の被災者生活再建支援金の支給、被災者台帳の作成などの制度が開始されます。以上のような手続きを公的機関で行う場合は、個人番号カードを持っておきさえすれば、個人番号の確認及び本人の確認がこのカード1枚でできますので、もし、そのカードをお持ちでなかったら、通知書番号、紙に個人の番号12桁が書いてあるんですが、そのカードと本人を確認する身分証明書となり得る2種類のものが必要となります。

○田中博文委員

いま説明の中で、社会保障的なものについて申請する、しないでは、結構差が出てくるようですけども、私もネットで個人番号関係をいろいろ調べてみますと、このカードでもって、コンビニでいろんな証明書を交付できるだとか、あと公的と言え、図書カードをいま図書館で発行していますけど、そういったところにまで活用できればと思っておりますけども、他の自治体でもそういったことに取り組むようなこともお伺いしていますし、国もそのところは推奨しているようですけども、今後、飯塚市として、どういう形でこの利活用を考えてあるのか、お尋ねいたします。

○情報化推進担当次長

質問委員が言われますように、平成28年10月から本庁、支所、出張所に設置しております9台の自動交付機に変えまして、コンビニ交付を計画しております。そのコンビニ交付に個人カードを利用したいというふうに考えております。現在の自動交付機でのサービスは、平日は8時半から19時まで、土、日、祝日は9時から17時までとなっております。本庁、支所、出張所の9カ所で現在サービスを行っております。コンビニ交付に変えますと、朝は6時半から23時までの利用が可能で、全国の主要なコンビニでサービスが受けられます。飯塚市内では、約46店舗ありまして、そのすべての店舗で交付が受けられます。交付可能な証明書の種類は、現在、自動交付機で同様の住民票、税証明、印鑑証明等が受けられるようにと考えております。また、図書カードへの利用についても、平成28年度に図書館システムのリプレースが予定されておりますので、それに向けて検討を行っているところでございます。

できるだけ多くの市民の皆様へ個人カードを持っていただけるように、勧奨に努めたいというふうに考えております。

○田中博文委員

いまご答弁ありましたように、そういった方向で、ぜひとも進めていただきたいと私は個人的に思っておりますけれども、ただ、心配なのは個人情報の漏えい等がいろいろ新聞報道で出されていますけれども、こういった情報セキュリティに関する問題が、一方であると思えますけど、飯塚市としてのシステムのこの対応、安全性とかそういったものについては、担保されているのでしょうか、お尋ねいたします。

○情報化推進担当次長

飯塚市のシステムを稼働させているネットワークは、住民基本台帳、税、介護、福祉などの個人情報が集積したシステムが稼働する基幹系のネットワークと、インターネットとつながっておりますグループウェアだとか、財務会計などが稼働しております情報系システムのネットワークは、物理的に分離しておりますので、仮にインターネットの回線を通じて、メールやウェブからウイルスが感染したとしても、基幹系のシステムの個人情報には、たどり着けないようになっております。ましてや外部に個人情報のデータを送信することなどは不可能に近いものではないかというふうに考えております。飯塚市でマイナンバーを利用するのは基幹系のネットワークでございますので、インターネットとはつながりません。ただし、平成29年4月から自治体間の連携がマイナンバーで予定されておりますが、その場合も連携するためのネットワークは、国、県、自治体、公的機関だけしか利用できない閉鎖されたL2WANの回線がありますし、しかも、L2WANの回線を通るデータは暗号化されております。連携するためのキーとなりますのは、12桁の個人番号ではなく、個人番号を符号に変換して行われますので、セキュリティとしては非常に高く堅牢であります。個人情報に関するセキュリティは、それにより担保されているものというふうに考えております。

これまでに大きな社会問題となっております個人情報漏えいに関しましては、システムに起因するものではなく、情報を扱う人に起因するものであり、幸いにして飯塚市では、情報漏えいの問題は起こってなく、今後もなお一層個人情報の取り扱いに際し、慎重な姿勢で臨むように啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

おはようございます。川上です。それでは歳出11ページですね、電算管理費、情報ネットワーク端末機器購入費540万という予算計上がありますけれども、これはマイナンバーにかかわることという説明ですが、具体的には、この内訳はどうなっていますか。

○情報化推進担当次長

先ほどマイナンバーの交付申請を送って、飯塚市のほうにそのカードが送られてきて、交付事務を進めるといふように言っておりますが、その交付事務のときに使う端末でございます。お見えになったときに、パスワード等を設定していただくための端末でございます。それにはタッチパネル、要はタッチしてその番号とかパスワードを入れてもらうためのものがございます。それが11台でございます。本庁に4台、穂波支所に2台、筑穂支所に1台、庄内支所に1台、頼田支所に1台、それと集中して事務を行う事務センターのほうに2台、合計11台でございます。

○川上委員

では、次に行きます。同じく11ページの下の欄にあります人権同和推進費、人権啓発センター・同和会館整備事業費で1028万6千円計上されておりますが、この筑穂人権啓発センターの改修工事は、どのような工事を行うのか、お尋ねをします。

○人権同和政策課長

筑穂人権啓発センターの整備事業でございますけれども、この施設はまず昭和49年に建設されておまして、鉄筋コンクリート造2階建てでございます。延床面積が610.45平米でございます。工事内容としましては、外壁の改修工事となります。その概要としましては、雨水の浸透等が原因と見られまして、外壁の剥離箇所が急増しておりまして、現在、剥離していない箇所につきましても、浮いている状況であるということございまして、維持管理の面からも早急に改修の必要性があるため、全面外壁の改修工事を行うものでございます。

○川上委員

利用状況はどんなふうですか。

○人権同和政策課長

利用状況につきましては、手持ちで3年分ございまして、平成24年度が291件で2830人、平成25年度が271件で2839人、26年度が280件で2934人となっております。

○川上委員

使っていない部屋がありますか。

○人権同和政策課長

使っていない部屋というのはございません。貸し出しをしていない間もございまして、全体的に使っていないというような部屋はありません。

○川上委員

今回の改修計画は、要望が地元からあったんですか。

○人権同和政策課長

要望と言いますよりも、隣保館の職員等から外壁のほうに剥離があるということで、私どものほうで技術職員を伴いまして、いろいろ精査したところ、いろんな剥離が出ているという関係で工事を予定したものでございます。

○川上委員

特に市民のほうからは要望はなかったということですね。それで、工事費が990万計上されておりますけれども、これは入札をするんですか。

○人権同和政策課長

はい、入札で行います。

○川上委員

次に、11ページで戸籍住民基本台帳費関連の社会保険料だと、臨時職員の賃金だとか、普通旅費、消耗品費などがあげられておりますけれども、この臨時職員はどういう仕事をするのか、お尋ねいたします。

○市民課長

先ほど情報推進次長のほうから説明会がありました端末ですけれども、この入力については市職員が対応しなければならない。委託はできないというふうになっております。まず、マイナンバーの交付事務自体に関しては、市民課、支所の市民窓口課が担任いたしますので、臨時職員の雇用を含め、職員で対応をしていきたいと思っておりますが、足りない部分は臨時職員をお願いをしようと思っております。

○川上委員

これは何人予定しているんですか。

○市民課長

先ほどもご答弁いたしました。本庁及び穂波に窓口を設けます。それから各支所に窓口が必要になりますので、そこに対応をしたいと思っております。まだ実際どうするかというのはありますけれども、臨時職員は10月から3月が5名、それから1月、3月が4名ほどを予定いたしております。

○川上委員

その9名の方の採用はどのように行いますか。

○市民課長

まずこの9名でございますが、これ予算上のものがございます。実際どのぐらいの事務になるかというものは、まったく初めてのものがございますので、不明であります。臨時職員については、市の臨時職員の対応として雇用していきたいと思っております。

○川上委員

この端末を扱う仕事は民間に出せないということでしょう。公務員でなければならないということなんですね、どうしてですか。

○市民課長

まず、このマイナンバーカードの交付事務に関しては法定受託事務でありまして、種々国のほうから指示がっております。受け付けだとか支援に関しては委託ができますが、手渡し及び暗証番号入力というところについては職員が、ただし地方公務員法の適用を受ける臨時職員に対しては、作業をさせてよいというふうに指導通知が来ております。

○川上委員

個人情報にしたいから、公務労働者で対応をしましょうという国の考え方ですね。そうするとね、この臨時職員は、臨時職員になる前は公務員じゃないですよ。半年とか3カ月間だけ公務員になるわけですね。3月以降は、この方々はどうなるんですか。

○市民課長

交付事務に関しては、本当に初めてのことで、どれぐらいの作業があるかというのは、まだ不明な部分が多々あります。国からの細かい指導も来ていない部分がございます。まず、10月から、それから1月からの交付を見て、次年度以降は職員が対応するのか、職員が対応するのか、検討していかないといけないと思っております。

○川上委員

この9人の方々は、大量の個人情報を抱えたまま公務員でなくなるわけでしょう、4月以降、そうですか。

○市民課長

このことについては、市民課以外の職員、臨時職員の方も多々窓口業務等を受け持っている臨時職員の方もいらっしゃいます。それは、地方公務員の非常勤職員ということで、個人情報の守秘義務というのは、そのまま付いてまいりますので、当然守るべきものだと考えております。

○川上委員

まだそこまで聞いていないんですけど、国はね、個人情報をきちんと管理するために、公務

労働者でなければならないというんだけれども、大量の個人情報把握した段階でね、公務員でなくなるわけですよ。継続してとかいうことは、まだわからないということなんでしょうけど、今の段階では3月いっぱい、大量の個人情報を抱えたまま退職ということなんです。そこにね、国の、一方では個人情報は大事にしなきゃならないというんだけれども、具体的なところではね、それができないシステムになっているんじゃないかと思うけど、その辺どうお考えですか。

○市民課長

市民課の仕事全般にも言えることですが、本当にいろんな個人情報を抱えております。このことは職員、公務員として守秘義務というのは第1と考えておりますし、臨時職員であろうが、嘱託職員であろうが、職員であろうが、そこは指揮監督者として、十分認識をして指導してっておりますし、職員一同それは十分認識をして、市民課職員だけではなく、業務を行っているものと思っております。また行わなければならないと思っております。

○川上委員

いずれにしても、国が一方では大事にしなきゃならないというふうに言っているんだけど、今の手当の仕方ではね、なかなかそうならないと、このマイナンバー制度の問題で言えば、ほかの窓口でも同じなんですよというのは、実は別の問題があってね、それ自身も問題なんですよ。

それから、次に行きますけども、次は12ページにですね、先ほど既に質問が出ておりましたけれども、個人番号関係の関連予算ですね。それで、国の法律、関連法律がまだ残っていますね、未成立で。この見通しはどのようですか、成立については。

○情報化推進担当次長

現状のところでは、その辺のところは掌握しかねております。

○川上委員

もともと国民がこの問題についてね、よく知らない。内容も制度もスケジュールもよくわからないという状況で進んでいる中で、マスコミでも警鐘が打たれるような状況がありました。こうした中で、先だってから、言われましたけども、年金機構の流出問題があったわけですね。これについて、このマイナンバー法案が、関連法案が、このまま予定どおり成立するとは限らないんですね。そういうふうに見ていませんか。

○情報化推進担当次長

国のほうで、法律のほうは、これから審議されるころだと思しますので、既に準備段階に入っておりますので、状況を注意して見守るところでございます。

○川上委員

年金機構の流出問題で、どういう被害が、事件が起こっているかは、把握されていますか。

○情報化推進担当次長

報道等での内容でございますが、承知をしております。業務系の個人情報のデータから個人のパソコン、個人が利用しているパソコンにデータを落として、パスワードをかける内規がある運用のやり方をしていなければならないところを、パスワードをかけていなかったと。メールに添付されたウイルスを誤って開けて、そのパソコンが感染したところから、情報が外に出たということだというふうに認識をしております。

○川上委員

年金機構、最初の報道では125万人でした。年金機構の最高幹部が頭を下げていたんだけれども、これは125万人でとどまったかどうかはわからないですよ。特に、このマイナンバーということになるとね、125万人ぐらいではなくて、1億2000万人ぐらいの情報が一気に出ていくかもしれないぐらいの重大なことと思うんですよ。少し大げさと思われるかもしれないけど、考え方は同じですから。そうするとね、個人個人がとんでもない被

害を、国の行政行為によって受けるんだけれども、大規模になってくるとね、国の成り立ちにも関わってくるんですよね。今度の場合は、栃木ですか、それから沖縄、福岡も少なくなかったんだけれども、特に沖縄は多かったでしょう。そうするとね、そこの方々が大変な被害を受ける危険性があるということと同時に、国のありよう、成り立ちにもね、影響を及ぼしてくる。沖縄の方々は、みんながそうというわけではないけれども、辺野古の問題をめぐってね、新米軍基地をめぐって、沖縄県知事がとっている態度、頑張っているじゃないですか。これに対する懲罰的な行為が行われたのではないかという不安の声を上げる方もおられたぐらいなんです。だから、このマイナンバーの個人情報が出るということは、個々人が大変なことになってしまうというだけではなくて、国の成り立ちにも影響する重大なことと思っています。

それで、先ほど飯塚の場合は、基幹系と情報系とわけて接続しないから大丈夫と、将来、平成29年7月からはネットの関係があるけれども、こういう複雑なことをするので、堅牢であります。しかし、システムではなくて人に起因するんだと言ったのは、皆さんのほうなんです。ですから、この不必要な、そうでなくてもよいような個人情報を大量に1カ所に、ネットですから1カ所と同じですよ、そういうことをそもそもしないということのほうがね、重要ではないかと思うんです。どう思いますか。

○情報化推進担当次長

よく言われております芋づる式にデータが漏れるんじゃないかというふうに言われておりますけど、今回のマイナンバーのデータの持ち方は、それぞれ所管する国でありますとか、公共機関でありますとか、市町村とかいうところで、個別にデータは保管します。その保管しているデータを、今までは自治体間の中で、各公的機関の中だけでは、既に番号を付しておいて、その番号で縦串は刺さっていたと思うんです。今回のマイナンバーというのは、自治体間であるとか、公的機関との連携をするための番号でございますので、それをもとに、いま言われているように、全部のデータが一度に流出するということは考えにくいのではないかというふうに、我々は思っております。

○川上委員

今ね、情報漏えい、情報流出の時代に入っているわけですよ。必ず情報は流出します。しかも大量に、一気に、もう何秒で出るわけです。だから、考え方としてはね、不必要にあるかどうかはわからないメリットを宣伝してね、集めて、そして、出ましたと、ごめんなさいと言うのでは済まない時代に入っているということを認識しなければならない。だから、国が法案を通し切れない状況になってきているわけですよ、今。それなのにね、飯塚市がもう決まるだろう、決まったことだということで、こんなに莫大な予算を計上してね、走っていく必要はなくて、先ほど見守るといふふうに言われましたけど、見守るのであればね、この予算は、一旦削除してね、考え直したらどうかと思いますけど、お考えを伺います。

○企画調整部長

言われるように、年金問題で情報の漏洩というのはかなり問題になっておりますけれども、国の施策としまして本案そのものは通過いたしておりますので、そういった形で国のほうでは準備を進めております。10月からのスタートでございますので、このスケジュールでいきますと、今回具体的に出ましたのが、ことしになってからの国の指導でございますので、10月から実務をするには、今回予算としては確保しておく必要性がございます。先ほど、次長が申しますように、今後の動向につきましては、質問委員言われますように、年金問題をスタートにしてどうなのかなという心配もございますけども、今の状況としては予算を確保した中で、準備を進めておきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○川上委員

私は、この国のね、マイナンバー法ということで国民にあるかどうか分からないようなメリットを振りまいてね、自治体の協力も得てね、振りまいて、そして個人情報をかき集めて、

漏れたらごめんなさいと言わざるを得ないようなね、マイナンバー制度、法案はやめるべきだというふうに思っておりますので、そのことを述べておきたいと思います。

次にですね、同じく12ページの児童措置費、私立保育所等保育措置費、5億580万8千円の計上となっております。これについてお尋ねしますけれども、この財源が予算書には書いてありますけれども、この説明を少ししていただくのですね、その際に国と県の支出金の財源は何かについても説明してください。

○子育て支援課長

この私立保育所整備事業費補助金の5億580万8千円の財源でございますが、これは歳入の項目で言いますと、9ページの県支出金、県補助金の民生費補助金、保育所等整備事業費補助金の3億3720万5千円が主たる財源でございます。補助率が記載してございますが、県の補助としては支出額の3分の2、残る3分の1につきましては、市が負担するという仕組みになっております。これは、平成21年度に福岡県のほうで福岡県子育て応援基金というのが造成されておまして、この財源としては、この基金からの補助ということになります。なお、この福岡県子育て応援基金の財源そのものは、その1年前の平成20年度に、国のほうで安心こども基金というのがつくられておまして、この安心こども基金をもって都道府県に基金を造成させまして、新待機児童ゼロ作戦等その当時の政策目標に従いまして、保育所の整備あるいは認定こども園等の新たな保育事業への対応、またはその保育の質の向上、そういったことを主として子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うということにされております。

○川上委員

法人が4分の1出して整備をするということなので、今度の予算措置においては、全体として整備費が6億7千万ぐらいになるだろうと思うんですね。それで、かなりな額だと思うんですけども、ところで、公立保育所、国は待機児童ゼロだとかですね、保育の充実ということで、この基金を造成したということのようなんですけれども、それでは公立保育所への補助金交付制度はどうなっていますか。

○子育て支援課長

公立の保育所の整備につきましては、これは現在、国、県の補助はございません。平成18年度以降につきましては、市町村では単費で整備をするといった取り扱いになっております。

○川上委員

民間保育所には補助金を出すけれども、公立保育所には補助金を出さないというと、飯塚では平成18年以降、公立保育所の整備に関するお金を単費ですべて出してきているんですか。

○子育て支援課長

平成18年度以降につきましては、公立保育所の整備については、市の単独予算で行っております。

○川上委員

わからないのは、国の考え方ですね。民間保育所には補助金を出すけれども、公立保育所には出さないと、補助金は。待機児童が民間にだけいるということなんですか。公立保育所のほうには待機児童はいないということですかね。

○子育て支援課長

保育所の場合は、全て市のほうで入所の申し込みを受けて、保護者の方の希望に応じて園を振り分けるわけでございますので、待機児童がその市町村で出るということは、これはもう公私立の園の、例えば整備が不足しているとか、保育士が不足しているとか、そういった理由になりますので、待機児童については、市に責任があるということになります。

○川上委員

公立保育所を待っている子どもさんはおられるだろうし、自分は民間の身近な所がいいんだという方もおられるんじゃないかと思うんだけど、国はそういう状況の中でね、待機児童ゼロのためにというのは、半分しか看板としては意味合いがなさそうですね。違う看板がね、国のそういうやり方にはあるんじゃないかと思うんですね。そこで、私は子どもたちのためにですね、民間であろうが公立であろうが保育所をきちんとすると、そして待機児童をなくすし、最低基準を下回らないようにね、いろんな手当てをしていくということは当然だと思うんですね。それについては賛成なんだけれども、今回の補助金の支出のあり方、交付のあり方が適当であるかどうかは問われると思っています。それで、交付金を交付しようとしている相手、金額をお尋ねします。

○子育て支援課長

今回の約5億円の補助の交付先でございますが、4件ございます。1件目は相田保育園、これは現在「社会福祉法人 いしづえ会」が運営しております。ここに1億6530万3千円。それからひばり保育園、これは「社会福祉法人 明見会」でございますが、こちらに1億5407万7千円。それから3件目に枝国保育園、これは「社会福祉法人 常葉会」でございますが、ここに1億3872万6千円。4件目に幼稚園になりますが、白菊幼稚園ですが、「学校法人 了専寺学園」、こちらに4770万2千円。トータルで5億580万8千円ということになっております。

○川上委員

相田、ひばり、枝国のうち、もともと公立の保育所はどれですか。

○子育て支援課長

もともと公立の保育所で運営しておりましたのは、相田保育園と枝国保育園でございます。

○川上委員

今回予算計上に至る経過をですね、公募の段階からどういう流れになっておるか、お尋ねします。

○子育て支援課長

枝国保育所、かつては公立の枝国保育所ございました。これにつきましては、平成26年の4月に民営化をいたしております。平成26年の4月からの民営化ということは、その前年の平成25年に市のほうで公募をかけまして、このときの応募法人は1法人ということでございましたので、今回の整備にあたっては、常葉会のほうに移譲をいたしております。また、相田保育所につきましては、ことしの4月に民営化したばかりでございます。これにつきましては、一昨年度、移譲先の法人を公募いたしまして、このときには3法人の応募がございまして、飯塚市のほうで選考をいたしまして、いしづえ会に決定したという経緯がございます。

○川上委員

補助金交付決定に至る、予算計上に至る経過をお尋ねしています。

○子育て支援課長

通常、保育所の整備に当たりましては、前年のおおむね8月下旬から9月上旬にかけて、県の求めに応じて事業照会というのを各施設のほうに照会をかけます。そして施設のほうで整備をしたいというふうに手を挙げられたところに関しまして、その年度の3月ごろに事業実施計画書の提出をしていただきまして、予算の成立後、これは通常3月に、翌年度の当初予算が成立するわけですが、その成立後に、新年度を迎えた6月ごろに正式な協議をするというような手順になっております。6月ごろに協議をいたしまして、補助の内示が県のほうから市にございますのが大体8月ごろでございます。その後、法人のほうに市のほうから内示を伝えまして、交付申請が大体8月、場合によっては遅れ込む場合もありますけれども、内示を受けましたらすぐ交付申請を行いまして、交付決定が大体9月ぐらいいに來まして、この交付決定を受けて、はじめて工事等がですね、法人のほうができるというような手順になりますので、大体最初に

手を挙げてから2年ほど整備まではかかるといったような手順になります。

○川上委員

今回を含めてですね、補助金交付の総件数、総額、どのくらいになるか、お尋ねします。

○子育て支援課長

昨年の平成26年度で言いますと、保育所の大規模修繕が1件だけでした。平成25年度の整備で言いますと保育所が4件、それとこども園が1件の計5件でした。24年度につきましては、保育所5件、それから23年度で言いますと、保育所は4件、22年度も4件、21年度は3件といったような件数でございます。金額につきましては、ちょっと後先になって申しわけございませんが、25年度の金額は5億5576万5千円、それから24年度で言いますと5億2036万円、それから23年度で言いますと3億3143万3千円、それから22年度で言いますと2億2153万5千円、それから21年度で言いますと5527万7千円でございます。

○川上委員

それではですね、法人ごとに交付を複数受けているところがあると思うんですけども、交付件数とその額をお尋ねします。

○子育て支援課長

法人ごとの累計の補助金額は、ちょっと資料としては手元にはございません。

○川上委員

じゃあ、それは後で聞きましょう。申請の金額が妥当であるかどうかのチェックは、どういう体制で、どういう方法でやっているのか、お尋ねします。

○子育て支援課長

補助の金額につきましては、これは補助の基準額というのがございまして、どのような整備の形態でありましても、例えば改築あるいは増改築といった整備区分がございすけども、基本的にはそれぞれに基準額が設けられておりまして、本体工事の基準で言いますと、これは定員によって決まるというふうな仕組みになっております。また、仮設の園舎を建てるか建てないかによって、仮設園舎を建てるのであれば、これも定員によって基準額が決まっております。したがって、こういった整備の手法を採るにしろ、この基準額をもとに公平に金額は算出されるといったような仕組みになっております。したがって、特にチェックといったような作業は、特に不要だというふうに考えております。

○委員長

ちょっと、川上委員にお尋ねしますが、この件もうちょっと長くなりますか。では、ここで休憩を挟みたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:10

再 開 11:20

委員会を再開いたします。

○川上委員

それでは、先ほどの答弁は、特にチェックしていないという答弁だったと思うんですね。それでは、補助金が適切に使われたかという点でのチェックは、どのように行っていますか。

○子育て支援課長

補助金の使途につきましては、実績報告でチェックをいたしております。内容といたしましては、たくさんございますけども、主なものとしては、工事請負契約書、それから支払領収証、そういったものが、主な書類になってまいります。なお、実際に整備に当たりましては、補助の内示を受けたときに、市のほうから入札に関しましては、指導文書を発出いたしまして、適切な入札執行が行われるように指導をいたしております。また、実際の入札に当たりましては、

市の職員が複数名立ち会っております。

○川上委員

それでは、指導をしたという実績がありますか。

○子育て支援課長

指導につきましては、飯塚市保育所等整備事業に係る契約手続きについてという文章を發出いたしております、これは、補助の内示を受けたときと、それと補助の交付決定を受けたときの2度にわたりまして、法人のほうには指導をいたしております。

○川上委員

今このような書類を見てチェックをしますという説明がありました。それは、市の情報公開対象情報として、市が保有あるいは保有すべき文章に該当しますか。

○子育て支援課長

特に法人運営に支障がないと思われる範囲であれば、当然公開はできるというふうを考えております。

○川上委員

工事元請、それから下請の間の取り引きが、透明性が確保されることが重要と思うけれども、市はそこまでチェックをしていますか。

○子育て支援課長

入札に関してではございますが、入札に参加する建設業者、これにつきましては、飯塚市の建設工事指名競争入札参加者指名基準に基づいて、飯塚市建設工事請負指名運用基準により、市内の建設工事有資格者名簿に記載されている業者の中から選定するよう指導をいたしております。

○川上委員

それでは、今回も含めてですね、社会福祉法人の認可を受けているのは当然だと思うんだけど、それについて、県が認可するんでしょうけど、その資格についてね、審査したことがありますか。

○子育て支援課長

県の認可、以前は県の認可でございましたが、平成26年度以降、ちょっとここは不確かですけども、現在は市のほうに権限移譲されておまして、市のほうで認可、それと指導等も市がやっているといったような現状でございます。

○川上委員

であれば、資格について審査をしっかりとしなければならないということになりますね。そうですか。

○子育て支援課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

そうすると、今回予算計上に係る法人については、いつ審査したのか、何に基づいて行ったのか、お尋ねします。

○子育て支援課長

現在、飯塚市内にあります児童福祉施設の社会福祉法人については、もう既に県のほうで認可を受けた後に、権限だけが市のほうに移譲されたわけでございます。ただし、この社会福祉法人の指導監査というのは、現在、市のほうが行っております。今回の補正予算に上がっております学校法人を除く3法人につきましては、市のほうで指導監査をしているところでございます。

○川上委員

何に基づいて行っていますか。

○子育て支援課長

これは、国のほうが以前示しておりました社会福祉法人指導監査要綱に従って指導いたしております。

○川上委員

この3法人については、いつ審査をしましたか。

○子育て支援課長

2年に1回でございますので、少なくともこの2年のうちには、3法人とも監査をしております。

○川上委員

社会福祉法人の認可について（通知）、平成12年12月1日、厚生省大臣官房障害保健福祉部長、その他の名前で通知が出ていますね。これは承知されていますか。

○子育て支援課長

ちょっと承知しておりません。

○川上委員

その中で、第3、法人の組織運営というところがあって、役員というのがあります。どういった場合は適当でないのか、差し控えることというふうなことが書いてあるんですね。手元にありますか。

○子育て支援課長

手元に一部抜粋したものは用意しておりますが、例えば、関係行政庁の職員が法人の役人になっていることは適当ではないといったような幾つかの条件がございます。

○川上委員

その2つ下に、（3）があるでしょ。（3）を読んでみてください。

○子育て支援課長

審査基準の第3の1の（3）のことだと思われませんが、「地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、役員として参加したりすることは適当でないこと。」との文言がございます。

○川上委員

これも、補助金を交付するかどうかについて検討するときの視点の1つだろうと思うんですよ。この中で、おわかりになりにくいかもしれませんが、あまり見たことがないということだったんで。特定の公職にある者というのは、文章的に言えば、前の等の中に係るんですよ。長等という中に係るんだけど、この等という者の中に、どういう公職が入っていますか、具体的に言うと。

○子育て支援課長

これは社会福祉法人の全社協が出ておりますQ&Aによりますと、ここでいう特定の公職とは、地方公共団体の長、それから副知事、助役、出納長及び収入役の3役のこととされております。

○川上委員

その趣旨は、どのようなものか書いていないでしょう。

○子育て支援課長

審査基準で書いてあります部分につきましては、文章の比重から言いますと、慣例的にといったところが、要点となっておりますというふうに考えております。いわゆる、あて職といったようなこと、そういった場合は適当ではないというような意味でございます。

○川上委員

この慣例的にというのも問題ですけれども、この公職にある者が、なぜ理事長になっては不適當なのか。適当でないか、国が言うのか。これはさまざまな理由があるんだけど、例えば補

助金交付を検討する場合ね、補助金交付に、その決定に参加する権限のある者を排除するという事じゃないんですか、違いますか。

○子育て支援課長

この審査基準の、これの前項にもう1つございまして、実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないというような審査基準もございまして。これらのことから、この全社協の資料によります、特定の公職にある者といったものについては、いわゆるあて職といったような形で、役員に就任することは、参加することはよろしくないといったような趣旨に考えております。

○川上委員

ここはですね、実は深刻なんです。1つの側面を、私が先ほど言ったように、補助金交付に係って審査する場合、この補助金を決定する側の立場の人間がいないかと、公職にある者が、という視点を我々は持つべきじゃないかと思うんですよ、1つは。そしてね、そういう立場の者が理事長に就任しているということは、便宜的になっているのではなくて、実質的になっているということになるでしょう、今の答弁から言っても。実質的に理事長の仕事をしていなければ、不適当なんです。だからそういう公職にある者が実質的になったら大変でしょう。自分が補助金を出さないとか出さないとかいうことに意見を述べたり、賛成したり、反対したりすることができる立場だから。そういう立場の人が、実質的に理事長の仕事をしていないかということね、補助金を出す場合、チェックの視点として考えなければならないと思うんですよ。それでね、あなた方はこの3法人については、この視点では全然見ていないということなんだけれども、該当するのはね、いしずえ会です。いしずえ会に対する補助金交付の総額は幾らですか。

○子育て支援課長

総額につきましては4億7699万3千円。今まで4件ございましたが、約4億7千万円というふうになっております。

○川上委員

李下に冠を正さずというようなことができるように、市がチェックしていかないとね、先ほどの実績は16億7千万円ですよ。16億7千万円のうちね、4億7千万だから3分の1です、ほぼね。ここがね、市が手放していつている、せっかく育ててきた公立保育所をどんどん手放していくんだから、それを譲り受けた法人が、国、県の誘導策によってね、補助金をもらう仕組みになっているわけでしょう。手を挙げれば、だれでももらえるわけでしょう、この補助金は、ほとんど。断られた方がだれもない。先着順というわけでもないんですよ。手を挙げれば必ずもらえた、過去に。もう予算がないからだめですよってことがないんですよ、これは。幾らでももらえる。そういう性質の補助金です。最大の補助金を受け取った、いしずえ会の理事長が福岡県会議員の吉村敏男さんということなんです。これは直ちにどうだということではないけれども、市がきちんとチェックをしているのかと、実質的な理事長なんですかということとかね、この等の中には議員が入らないのかとか、よく考えてみる必要があると思います。

私は今度の補助金についてはですね、繰り返しますけど、子どもたちのためにですね、きちんと出すことについては当然だと思います。しかし、このいしずえ会についてはですね、皆さんの中でもまともなチェックをやった気配がない。したがってですね、特に大きく遅れることもないと思うので、今回、いしずえ会に対する補正予算の計上についてはですね、いったん削除したらどうかと。そして、幾つか申し上げましたけども、そここのところの審査をきちんとやってですね、再検討したほうがいいんじゃないかというふうに思いますけど、答弁を求めます。

○子育て支援課長

現在の審査基準といたしましては、繰り返しになりますが、ここで言います特定の公職とは、地方公共団体の長と副知事、助役、出納長及び収入役の3役というふうに解釈いたしております。

すので、地方議会の議員は含まれないものというふうに考えております。また、この社会福祉法人の役員には、社会福祉事業についての豊富な知識、経験を有すると認められる者が就任しているというふうに考えておりますので、現在のところ、私どもとしては、適法というふうに考えております。

○川上委員

さかのぼって16億、17億もの補助金を出す事業なんですね。それで、あいまいさの残るチェック体制、チェックの視点では、税金がやっぱり泣くと思うんですよ。今回だけでも5億でしょう。だから、どこかの何かによればこういうことで、副市長、収入役までですよと言うふうにおっしゃるんだけど、なぜそういうふうになっているのかを考えてもらいたいですよ。それは先ほどから繰り返しているとおりなんですよ。補助金の交付決定に権限行使できる立場の者が、その受ける側、手を挙げた者の中の責任者だと困るでしょうということじゃないですか。ここをこれ以上争うわけにはいかないでしょうけど、そういった点をきちんと押さえてですね、私は重ねて言いますが、再チェックをして、再検討してもらいたいというふうに求めて、次の質問に移ります。

次はですね、13ページに入りますけれども、観光費、説明のところに観光客等誘客事業委託料、902万1千円が出ています。これについて説明を求めます。

○商工観光課長

今回の観光集客推進事業につきましては、民間コンサル会社を活用しまして、誘客事業、それと観光プラットフォームの構築ということで事業を進めるものでございます。具体的に申しますと、観光推進事業につきましては、内容としまして旅行商品等の企画開発、情報発信、海外でのセールス、インバウンド関係の強化、観光協会を観光プラットフォームという形で構築するための事業でございます。

○川上委員

どこに委託するんですか。

○商工観光課長

これにつきましては、プロポーザル方式で実施するようしております。観光関係等の専門コンサルティング会社等を想定しております。

○川上委員

次は、同じく13ページの土木総務費、説明はその他の土木総務費、弁護士謝礼金となっております。967万7千円ということなんですよけれども、さきの明星寺地区の和解に関する取り組みのことというふうに説明がありましたけれども、和解の中で速やかに営業を中止して撤退するというふうになっておりましたけれども、弁護士はそれに責任を負う立場だったと思います。現状どうなっているのか、お尋ねします。

○建設総務課長

状況といたしまして、若干説明させていただきます。まず、27年3月24日に議決をいただきまして、合意書を締結しております。翌日の3月25日に訴訟の取り下げが行われております。3月30日に和解金の50%相当額を支払っております。同じく翌月、4月13日に構造物等の撤去作業に着手をいたしております。現在、構造物等の撤去作業中ということでございます。

○川上委員

営業中止、全面撤退ということになっているんだけど、その営業中止、速やかにとなっているはずなんだけど、営業はどうなっているんですか。

○建設総務課長

現時点におきまして、営業は止まっているという状況は、確認できておりません。

○川上委員

それは営業を続けているという答弁ですか。

○建設総務課長

現状としては、営業がまだされているかどうかというのは確認できておりませんので、営業されているのかなという状況でございます。

○川上委員

議会在議決した和解にはですね、速やかにと書いてあるでしょう。住民はね、弁護士から速やかにとというのは4月末、遅くとも5月の連休明けでしょうと、速やかにだから。日本語を解釈すればそうなりますね。もっと早いかも知れなかったね。現在、市が、それからいっても2カ月経っているんだけど、確認できないというのはどういうことですか。

○建設総務課長

現状といたしましては、構造物等の撤去をされておりまして、事務所等の移転にも着手されておる状況でございます。その中で一定の整理をやられているという状況というふうには認識いたしております。

○川上委員

だめですね、そういう無責任なことでは。この1億7千万かける和解なんですよ。50%も渡してるんでしょう。そして、いくらなんでも弁護士が5月の連休明けにはと言った時期からもう2カ月経とうとしてるわけでしょう。どうなっているかわかりませんという担当課の答弁はどういうことですかね。現地に行って確認したことはないんですか。

○都市建設部長

着手をまずはしております。その中で担当課長のほうも現地に行きながら確認をしております。徐々にではありますが、撤去に向けた動きをされているということで、まだ完全に撤去まで至っていないという状況の中でですね、まだ部分的には営業というところになっております。撤去に向けた動きについては、具体的にいつというのは、ちょっと私も確認はしてませんが、近々にはすべての撤去作業が終わるといふふうには思っております。

○川上委員

思うぐらいじゃ、だめですね。1億7千万かけて思う、考えられないですよ。それで、その弁護士の謝礼金967万7千円というのは、何に対する謝礼金ですか。

○建設総務課長

平成27年3月24日に議決をいただきました和解、道路訴訟及び訴訟に関連する問題並びにごみ処理問題につきまして、和解が成立したということに対します弁護士の謝礼金でございます。

○川上委員

じゃあ、これは議会の議決をもって、弁護士の仕事は終わりですかね。

○建設総務課長

今回の謝礼金につきましては、和解に至った謝礼金という性質のものでございます。

○川上委員

引き続き市の顧問弁護士だと思います。和解の内容がね、弁護士が交渉をしてリードしたわけだから、弁護士としてもきちんとやりたいと思っていると思うんですよ。しかし、飯塚市の幹部がね、今のような答弁の姿では、弁護士だって仕事できないでしょう。あなた方が相談しないんだがら、顧問弁護士に。速やかにと書いてあるんだから。だから、私はこの謝礼金を払うことは当然だと思うけども、この金額の算出の中にはね、これが実現するという期待値が入っているはずですよ。そこを弁護士にきちんと相談するためにも、市の幹部がしっかりしなきゃいけないでしょう。と思いますとかね、撤去しているからいつか終わるでしょうとか、そんなじゃなくて、速やかと言ってるんだから、もう大概で営業停止してくれよと言わなきゃいかんでしょう。どうですか、部長。

○都市建設部長

先ほど申しましたとおり、現場の撤去に向けては作業を順次されております。具体的にいつまでというところのはっきりした日にちまでは確認しておりませんが、すべての撤去作業、当然、今年12月25日には、土地の所有までの部分も含めて、和解の協議の部分が、すべての事項が完結しなければなりませんので、現場の営業、その他の構造物の撤去については、近々というところで、当然そのあたりについては、いついつまでというところの確認はですね、再度、私のほうからしたいと、相手方にもそういうふうな求めをしていきたいというふうに思っておりますが、いついつまでというところについて確認はとれてないという状況でございます。ただ、1つ申し上げたいのは、作業には既に着手されて、全体の何割ぐらいかというそのあたりの比率まではわかりませんが、撤去に向けた動きはされているという状況でございます。

○川上委員

そのいついつまでというのをね、市が、12月25日とかだめですよ。速やかになんだから、いついつまでというのを、本当は5月10日とかね、弁護士の説明から言ってもね、なっておかなくてはいいんですよ。それを2カ月も遅れてね、いつかまだわからないというのはね。そこで、こういう和解をしてね、半分お金を貰っていて、なおかつ速やかにをとっくに通り過ぎて平気という、こういう業者に対してはね、厳しく臨む必要があるんじゃないですか。和解のときは、市と相手と対等の話し合いをしたんでしょう。しかし、いま市が住民の健康とか命とか環境とか守る責任があるんだから、市が指導するという立場だと思うんですよ。単に約束したことを守ってくださいよという話じゃないと思うんですよ。強力に指導していかなくちゃ、そして弁護士とも連携をとってね、速やかに中止しなさいと、撤退しなさいということ言わないといかんのやないかと思うんですけど、市長、どのようにお考えですか。

○都市建設部長

いま委員が言われますように、今後の具体的な日にち、最終日というところまではちょっと確認はできないと思いますけども、早急に事業が終わるようにですね、当然、最後の土地の所有権移転までございますので、そのあたりも含めたところで、今後の作業の中止と言いますか、その部分も含めて、事業者のほうに要望と言いますか、申し入れをしていきたいというふうに思っております。

○坂平委員

執行部の方にお尋ねしますが、先ほど言われました和解の最終日、これは平成27年12月の何日ですか。

○建設総務課長

12月の25日でございます。

○坂平委員

これは弁護士等が入った中で、飯塚市が和解をする中において、最終日が和解の締結日、最終、これが平成27年12月25日。その間に速やかに撤去、そして市との和解内容について締結を整備しなさいというような内容になってあるのではないんですか。もしそういうような内容であれば、撤去日はいつまでということで期日限定をしなかつたら、その和解締結内容に従ってやるわけですから、弁護士の費用等がここに上がっておりますけども、撤去作業云々という案件ではないと思うんです。だから、あなた方が先ほどから説明する日にちの限定はしていませんということが和解の条件であれば、平成27年12月25日、これまでに実施できればいいというふうな解釈のとれ方もするわけです。だから、当初に和解の内容をきちっと締結した段階において、いつまでに撤去しなさいよとか、それともう1点は、先ほど言われた和解金の半額を支払いしていますと、私も金額をはっきり覚えていませんが、その金額の半額ですか。違うんじゃないですか、その説明をよくしてあげないと、全く違う角度で会議録も残り

ますしね、例えば撤去費用とか、そういうものに対して半額でしょう、じゃないんですか。だから、金額のとらえ方が変わってくると思いますよ。そのあたりもう1回きちっと説明して下さい。

○建設総務課長

本件の和解金の50%支払いにつきましては、本件和解金の土地代金を含まない50%相当を締結後に、お支払いを50%しております。

○坂平委員

ということは、先ほど金額言われましたよね、1億7千何ぼか、私もその中で覚えませんけどね。その金額の50%ではないわけでしょう、いま現在その撤去費用の着手金という金額は。そのあたりをよく説明しないと、総額の半額を支払ったというふうな、我々この議会側の立場としてね、いま執行部の説明を聞くと、そういうふうに捉えられますよ。だから全くその数字も違うと思いますしね。最終的に土地の売買の成立が12月の25日ということでしょう。そのあたりをね、少し細かく説明をするとかいうことをしないと、先ほどから同僚議員が質問されています、速やかにということの速やかにという意味合いも、例えば普通の会話の中のその速やかと、例えばあれだけの設備をしている撤去費用の額面からいっても、撤去するにあたってそれだけの時間等はおかかると思いますよ。だからそのあたりもね、よく説明をしてあげべきだと私は思います。

○川上委員

速やかに営業中止ですよ。違いますか。

○建設総務課長

そのとおりでございます。

○川上委員

だからね、設備の撤去に時間がかかるとか関係ないですよ、最初から。撤去し始めてるから、そのうち営業停止するでしょうとか、全然関係のない話なんですよ。まず中止するんですよ、そして撤去でしょう。弁護士はね、営業中止して撤去作業に入るでしょうと言ったんですよ。あなた方は違うこと言ってるでしょう。しかも、その飯塚市の車両制限令違反によって撤去し始めてるんだけど。営業中止なさいと、これが和解の内容だと。ここを厳しくね、要求していかないと、「いや、撤去作業が始まっていますから、そのうちにできるだけ早く中止。」全然違うんですよ。あなた方が結んできたんだから、ここをすり替えられたらだめですよ。だからね、この速やかにというのはね、和解条項上ね、決定的なんですよ。絶対中途半端にしちゃだめですよ。なぜいま営業が続くんですか。福岡県が、環境事務所がね、現地調査してみたりしないといけないような事態が、心配があるからですよ。なぜ速やかに営業中止しないんですか。次のさまざまな問題が生じないように、それはあなた方が要求して、対等とかいうことじゃなくて市の責任、環境行政もある、そういった立場からね、望むんですよ。お願いとかさっき口滑らしてましたけど、冗談じゃないですよ。お願いじゃない、指導なんです。これをね、あなた方がきちんとやれば、弁護士とも相談ができるでしょう。あなた方がその立場を失っていたらね、弁護士相談できないから弁護士も仕事しにくいじゃないですか。そのところをね、市長に見解を伺っておきたいと思うんだけど、答弁求めます。

○市長

今のお話を聞きながらですね、日時を明確にしなきゃならないという流れと、12月の25日に和解させているのでと、いろいろ話を聞かせていただいたんですけど、普通の弁護士等の問題というよりも、そこに仕事としての中止というのが我々の願っていたことですので、それに対しては速やかにしていただきたいなという気持ちではおります。だから、弁護士さんにどうのこうのというよりは、我々として業者の方ですね、早く撤去してくださいと。業務そのものは、多分、私は逆にやっちゃいけないことで、違反だと思いますから、撤去に関して

も、それを速やかにしていただきたいというお願いをしなきゃならないと思います。

○川上委員

それではですね、次の道路橋りょう新設改良費、黒岩・堤田線道路改良工事、2080万円についてお尋ねします。どういう改良を行うのか、お尋ねします。

○土木建設課長

本工事につきましては、平成24年度の事業、黒岩・堤田線道路新設工事に伴いまして、交差点を建設する際に、旧歩道部を拡幅し、左折車線及び走行車線を新設したため旧歩車道ブロック車道側にあったL型側溝が舗装でオーバーレイされていたため、認識できずに車道として改築を行ったものです。その結果、車両が通行する際に振動し始め表面の舗装に亀裂が生じたものでございます。これに伴いまして、旧L型側溝を撤去し、舗装をし直すものでございます。

○川上委員

この道路はですね、そもそも鯉田工業団地に大型車両が入り出するのに便利なようにということで、三菱マテリアルの保有する山林を購入して道路敷きとしたんですよね。地盤があまりよくない所だったんですけども、ここの利用状況はどうなってますか、交通量。

○土木建設課長

供用開始後の交通量調査については、正式には行っておりませんが、鯉田工業団地の操業に伴いまして、車両の交通量はかなりふえてきていると認識しております。

○川上委員

もともと道があったんですよね。この道がなくても通れないことはなかったわけです。それで、鯉田工業団地に入り出している車両の状況を把握するのは、かなり税金かけてつくった道なんですけど、それが正しかったかどうかを検証することになるんですよね。つくることが目的だったんですか。三菱から土地買うことが目的だったわけじゃないわけだから、鯉田工業団地にどの程度の車が行っているのか。本当にこの道つくってよかったのかね、そういう検証を一々しなければならんです。そのことを指摘しておきたいと思います。

それから次に、同じく13ページに下水道費、浸水対策事業費で土壌調査委託料が計上されておりますけれども、これは何に使うんですか。

○土木建設課長

これにつきましては、平成26年度発注の浸水対策事業、赤坂地区調整池新設工事に着手いたしましたところ、現地から汚染土壌が出土したため、県の環境保全課に問い合わせをいたしまして、この指導に基づきまして、まずは現地の土壌調査をするようにという指示が出ておりますので、それに伴いまして、調査をするものでございます。

○川上委員

調整池から汚染土壌が出てきたというのは、どういう汚染土壌ですか。

○土木建設課長

現地からサンプル土壌をとりまして、部分的に検査をかけましたところ、検出されました物質につきましては鉛でございます。

○川上委員

それは自然由来じゃないということで、下の予算が上がっているわけですか。

○土木建設課長

自然由来によるものなのか、人為的なものなのかどうかということは、これからの検査・調査によってわかる部分があるのかというふうに思っております。

○川上委員

きっかけは何ですか。

○土木建設課長

きっかけにつきましては、現地掘削したところ、ちょっとにおいがする部分と黒っぽいよう

な土が出てまいりましたものですから、残土として処分できるのか懸念がございましたの、1度、残土処理場に持ち込みましたところ、分析をしてくれというふうなことがあり、分析したものでございます。

○川上委員

その処分場はどこですか、残土処分場。

○土木建設課長

場所につきましては、ちょっと資料が手元にございませんが、近郊の処分場でございます。

○川上委員

それわかるでしょう。すぐわかるんじゃないですか。その原因となるもの、きっかけとなるものが明らかになった場所ですよ。それわからないですか。ちょっと落ち着いて考えてみて。わからないはずはないでしょう。持ち込んでおいがしたから、黒っぽいから、鉛かもしれないから調べようと思った現場がわからないですか。

○土木建設課長

いま質問されていることは、これが出土した場所ということでしょうか。それとも残土処分をしようと、持ち込もうとした所のことでしょうか。残土処分場につきましては、業者のほうでいろいろ選定をしておりますので、私としては、どこということとは把握しておりません。事務室に戻れば、資料があるかと思えます。

○川上委員

聞き違えたのかな。調整池でにおいがしてということなんですかね。でも、いずれにしてもね、持ち込もうとした所は答弁してください、後で。委員長、いいですか、その後で。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:10

再 開 13:15

委員会を再開いたします。

午前中にありました川上委員からの質問の答弁から始めたいと思います。

○土木建設課長

残土処分地のご質問でございますけれども、3者ほどで、まだ計画中だというふうに確認をしてまいりました。業者につきましては、石戸産業、嘉麻建設、株式会社幸信、この3者で計画中だということでございます。

○川上委員

鉛ということなので、きちんと処分がされるようにということと、土木ということではないと思いますけど、健康被害が生じていないかですね、そうしたことについても、市としては注意を払ってもらいたいというふうに思います。

次に、14ページの下水道費なんですけども、蓮台寺川河川敷購入費があります。これについて説明を求めます。

○都市計画課長

下水道費の蓮台寺川河川敷購入費132万1千円、それに改修工事に伴う農作物等補償費の20万円でございますが、この部分につきましては、蓮台寺川河川改修における全体計画延長は当初718メートルを計画しておりましたけど、県営河川の建花寺川の西新橋の改修に伴いまして、重点地区の見直しを地元と協議を行っております。その結果、250メートルを整備するということを決めましたので、当初、平成26年度に1300万円の用地購入費を計上しておりましたけど、その部分について減額し、今年度新たに132万1千円の用地購入費を計上するものでございます。

○川上委員

地元との協議の上ということのようですけれども、地元の同意はどのように形成されていますか。

○都市計画課長

地元のほうにおいて、地元の責任者等と協議を行っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

13ページ、観光施設の分で、筑豊ハイツ、これの選定委員の予算が上がっていますが、最終的に目的はどのようなふうな形でされるんですか。

○経済施設等対策室主幹

第一次実施計画でございます今の施設を現有、今ある姿のまま民間に移譲しようというものでございます。プロポーザル型で応募しますので、そのために必要な選定委員会の予算を計上しているところでございますが、まだ経済建設委員会のほうで継続審議となっておりますので、そのあたりはまた慎重に審議を進めていただきたいというふうに考えております。

○坂平委員

要はね、どういふふうに、今の現状を維持するためという考えで、いま説明されようけど、将来どういふふうに方向づけをするのかと。ただ、民間移譲して、今の現状、その公的施設が、民間になるわけですが、その内容がどこまで、今の現状がどこまで守れるか、そのあたりがね、まったくわからんわけですよ。ただ、こういうふうな形で予算が上がる。そして、学識経験者等が入った中で選定委員を決めて、そして公募する。公募の中身もわからなければ、判断のしようがない。そのあたりはもう少し詳しく執行部の考え方、これを明確にね、やっぱり表面に出さんと判断のしようがないと思いますよ。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、「議案第97号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」に反対の立場から討論を行います。

反対する理由の第1は、個人番号に関連する予算計上があるからです。個人番号は社会保障と税に関する重要な個人情報ですが、今回の年金機構の個人情報流出事故を見るまでもなく、公的機関における管理の脆弱性は今なお克服できていません。また、実施に必要な関連法案はいまだ成立していません。先行き不透明で危険な制度を推進することは認められないのであります。

反対する理由の第2は、私立保育所整備事業補助金交付に当たり、国が通知を出して示した社会福祉法人の役員のあり方について、適切なチェックが行われていないからであります。子どもたちのために必要な保育所整備を行うのは当然であり、賛成です。しかし、予算計上の前に必要なチェックが行われていないと考えるので、再チェックを求め、いしづえ会に対する補助金については、一旦、予算から削除するべきであります。主な理由だけを述べましたけれども、詳しくは本会議で述べることにします。

以上で、私の討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第97号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

（ 挙 手 ）

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 13：23

再 開 13：25

委員会を再開いたします。

「議案第99号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○総務課長

「議案第99号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」の補足説明をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。来年3月に飯塚市が合併10周年を迎えるに当たりまして、10周年記念事業の1つとして、市民に広く親しまれる「飯塚市の歌」をつくろうとするものでございます。今回つくろうとしている「市の歌」は、市民が口ずさんだり、合唱したりできる歌、いわゆる愛唱歌、イメージソングの類で、「市歌」というものではありません。

歌詞については、公募を行うこととしているため、応募作品の選考について、附属機関「飯塚市の歌制定委員会」を設置して、審議・審査を行わせるものです。委員数は7名以内とし、飯塚市文化連盟から5名、公募で2名と考えています。

8月末までに応募された歌詞について、審議・審査をして、10月末までには採用作品を選考、その後、曲をつけ、来年の合併10周年記念式典で「市の歌」を披露する予定でございます。作曲までの過程において、歌詞の補正等も必要となるため、委員会は、ことし12月末ごろまでの設置となる見込みで、6回の開催を予定しております。以上でございます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

本市のみならず、都市には、その自治体の木だとか、花だとか、鳥だとか、いろいろ決めることがあります。しかし、市の歌というのは、場合によってですね、市民の思想信条、ものの考え方、内面まで入っていく危険性が伴う可能性あると思うんですね。そういうことがないようにしなければならないんですけれども、それについて、どういうお考えか、お尋ねをいたします。

○総務課長

今回、制定しようとしております市の歌につきましては、先ほども申しあげましたように、市民が口ずさんだり、合唱したりできるような歌というふうな形で、そして飯塚のイメージにふさわしい歌で、飯塚の魅力をアピールできるような歌というふうな形のものを考えております。どちらかと言うと、思想とかそういうふうな形のはあまり含まれないような形になるうかと思えます。

○川上委員

そのことを注意しておく必要があると思いますので、そのことだけ述べておきたいと思えます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

合併10年ということで、この案件を出しているわけですか。合併20周年もするんですか。

○総務課長

他市、他県の例としては、40周年、50周年というふうな形で、イメージソングを使ったような例はございますけども、今のところそういうふうな形のことは考えておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第99号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第101号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

「議案第101号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の5ページをお願いします。この「飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う市民税等の減免申請期限の変更、たばこ税の特例措置の廃止等により、関係規定を整備するために改正するもので、平成28年4月1日から施行するものでございます。

16ページから33ページまで、新旧対照表をつけておりますが、内容の説明は省略させていただきます。今回の主な改正についてご説明いたします。

まず、市民税関係につきましては、マイナンバー制度の導入に伴いまして、住民税等に係る納付書、納入書、申告書等の記載事項に法人番号等を記載する欄を追加するものでございます。

次に、外国法人の事務所又は事業所について、法人税法に規定する恒久的施設とすることに伴う所要の規定の整備をするものでございます。所得税におきましては、国外転出時の譲渡所得課税の特例が創設されますが、個人住民税所得割額の課税標準の計算には、当該譲渡所得については、所得税法の計算の例によらないとするものでございます。

次に、市民税、固定資産税、特別土地保有税及び軽自動車税の減免申請期限を現行「納期限前7日前」から「納期限」までに申請期間を延長するものでございます。

最後に、市たばこ税でございますが、旧3級品の紙巻きたばこに係る税の特例措置を廃止し、平成31年4月1日までの4年間で段階的に税率を引き上げていくものでございます。初年度となります平成28年4月1日からは現行1千本あたり2495円であるものが、1千本あたり2925円に、翌29年4月1日からは3355円に、平成30年4月1日からは4000円に、最終年度となる平成31年4月1日では5262円に税額を引き上げるものでございます。

以上で、市税条例の改正内容の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

減免申請の期限に係る質問です。従来ですね、納期限を7日前としておったということなんですけれども、国の法律、方針はどのようになっていたんですか。

○税務課長

総務省が発出してあります市税条例の一部を改正する条例（例）に例示してあった申請期限、納期限前7日を準用していたものでございます。

○川上委員

7日前ということで、納税者、市民には不利益がどのようにあったのか、お尋ねします。

○税務課長

7日前にすることについての理由でございますが、納期限までに減免申請期限を延ばすと、口座振替等は減免決定前に税金が本人の口座から引き落とされることになり、また、不承認の場合については、納期限後に納付書が届くことになるため、そのような事態を防ぐことから、納期限前7日というような設定をしておりました。

○川上委員

具体的に、本市においてそのために不利益を被った例というのは、どのくらいありますか。

○税務課長

過去2年において、1件だけ申請不備で受け付けを断ったことがございます。

○川上委員

国の法律等において、必ず7日前と地方公共団体がしなければならないというふうに書いてあるんですか。

○税務課長

先ほども言いましたように、一部を改正する条例（例）に例示してあった申請期限が、納期限前7日となっておりますので、それを使っていたものでございます。

○川上委員

つまり7日前というのは、法律の定めではなかったということですね。

○税務課長

法律の定めではありません。各自治体で定められるようになっておりました。

○川上委員

単なる例示に従って市の条例がつくられてしまった。市の条例というのは法律ですから、国の例示がいつの間にか市の条例になっておったと。そのためにですね、今は2年間で1件だけは把握しておるといことなんでしょうけれども、不利益を被った市民が多いと思うんですよね、この把握できない市民が。これについて今から何か遡及してできることはないんですか。

○税務課長

現行は7日前となっておりますが、条例においては、特別な理由がある場合については期限前まで認めるようになっておりますし、基本的にはこの減免の対象者という方は、ほとんどが身体障がい者の方を対象としておりますことから、従前に自分が減免を受けられるということがおわかりになっておられますことから、そういった、過去に不利益を被ったというようなことはないというふうに思っております。

○川上委員

私はあると思います。それでね、納税していただくために、さまざまな努力をするというのは、市の職員として当然の仕事と思うんですよ。同時に、同じくらいですね、あるいはそれ以上に、納税者にとって負担を軽減したり、有利になるような、有利というのはどうでしょうね、負担を軽減するような法律があるわけですね。国税通則法だとか、そういう法律、国の法律の中で。今おっしゃったやつでも、特別な場合はおっしゃるんだけど、そういうことがね、市民にほとんど知らされていない。だから、こういう場合はこういうふうには減税ができるんですよとか、あるいはこういうときは差し押さえられることはありませんよとか、そういった負担

の軽減を法律が決めている場合はね、それを市民にお知らせする活動をもっと強めなきゃいかんと思うんですよ。それで、私は何度もそういうものを、納税課でもいいし、市報でもいいんだけど、周知する活動をしたらどうかというふうに言ったことがあるんだけど、その辺は何か検討されていますか。

○税務課長

市民の税の公平性、負担の公平性を考えますと、そういうことについては、いろいろホームページ、市報なりで、すべてとはいきませんが、一定の周知はしていると思っています。

○川上委員

もっとね、納税者がそういった情報に触れられるように努力していただきたいと思います。

それから、たばこ税ですけれども、市の歳入の中では、収入の中では、幾らになっているのか。そして、それはどのくらいの比重を占めるのかね、お尋ねします。

○税務課長

市たばこ税につきましては、概算ですけど約12億円ほど収入がっております。これは、住民税、固定資産税に次ぐ税収で、税収額につきましては140億円弱ですので、1割弱ぐらいがたばこ税の占める割合だというふうに思っています。正確な数字というか、詳しい数字ではなく、概算ですけど。

○川上委員

以前より1億円ぐらい減っている感じがしますね。この12億円のたばこ税による収入、何に使っているのか、市民に示す工夫は何か考えられていますか。

○税務課長

たばこ税につきましては、目的税ではございませんので、住民税や固定資産税と同じように、一般的な財源として使っておりますので、たばこ税をこれに充てているというものはわかりません。

○川上委員

それにしても市報などに載せていると思いますけれども、市の収入の中で、たばこ税による収入がこのくらいと、以前は、たばこは自分のまちで買いましょうというのが、ありましたよね。飯塚市の場合、どこで買えば飯塚市の収入になりますか。

○税務課長

市内にあるたばこの販売店、コンビニとか酒屋とか、そういうところで買えば、市内にあるですね。

○川上委員

市内のコンビニでたばこを購入して、市に収入が入りますか。

○税務課長

本店があるところについては、飯塚市に入るようになっております。

○川上委員

そういうところが幾つありますか。コンビニで、飯塚市に本店があつて、そこで買えば、市の収入になるというところが。

○税務課長

申し訳ございませんが、件数までは把握しておりません。

○川上委員

コンビニでたばこを買わないようにと言うつもりはもちろんです。しかし、飯塚市の立場からすればね、市に収入があるところでぜひ買ってほしいと、昔から言っているようなことをね、ずっと言ったらどうでしょうかね。それで、今回、税率引き上げの対象となっている旧3級品の紙巻きたばこなんだけれども、どういう銘柄がありますか。

○税務課長

旧3級品のたばこの銘柄でございますが、エコー、わかば、ゴールデンバット、しんせい、ウルマ、バイオレットの6品種でございます。

○川上委員

今回の値上げの理由はどうなっていますか。

○税務課長

今回のたばこの旧3級品の値上げでございますが、2010年度の税制改正でたばこの増税がされましたが、その後、銘柄別売上が、いま言った旧3級品があまり売れていなかったということで2分の1に据え置かれておりましたが、今回上位10位以内に入るほど伸びてきたということから、こうした近年の消費量の上昇を踏まえると、長年使用してきた高齢者以外の使用がふえていると推測されるため、他の製造たばこの税率と整合性を図り、もって国民の健康増進に資するために、平成26年8月に厚生労働省より旧3級品の経過措置の終了を要望されたことに伴って、今回の特例措置の段階的な廃止につながったものと推察しております。

○川上委員

先ほど6銘柄挙げられましたけど、大体たばこの値段は安いほうでしょう。それで、その銘柄が好きだという愛煙家もおられると思うんですけど、比較的値段が安いからね、そこに頼っているという事情が非常に大きいと思うんですね。その点から言うのですね、国の今度のやり方というのは、健康増進、その喫煙を抑制しようとかいうようなことではなくて、少しでも収入をふやそうと、低所得者に対する狙い撃ちということができないかと心配するんですけど、どうお考えですか。

○税務課長

もともと旧3級品については、消費量が非常に少ないことから、生産者の採算がとれなくなるということで、当初値上げした第1種のたばこの税率を軽減して、そういうふうな配慮されたんですけど、近年は非常に消費が伸びてきたということから、ほかのたばこも整合性をとるために、値上げをされたというふうな理解しております。

○川上委員

発泡酒が値上げされたときは怒ったでしょう。税金の集め方としては、低所得者に狙い撃ちして増税するとかいうやり方はね、邪道ですよ。そういうのに本市が追随するような条例改正をする必要がないというふうに思っています。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第101号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」に対し、反対の立場で討論を行います。

まず、今回たばこ税率引き上げは、漫然と低所得者を狙い撃ちにした増税であり、認められません。また、マイナンバーに関する記載を義務づける、あるいは要求するものともなるために、これを認めることはできません。詳しくは本会議で述べます。

以上で、討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第101号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」について、原案

のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第105号 財産の譲渡(中央団地3自治公民館建物)」及び「議案第106号 財産の譲渡(中央東団地自治公民館建物)」以上2件を一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○管財課長

議案書44ページ、議案第105号、及び47ページ、議案第106号の「財産の譲渡」についてご説明申し上げます。

議案書に譲渡する財産、譲渡の相手方、位置図、建物図を記載しております。この2案件は、いずれも颯田地域にある自治公民館建物を、地元の地縁団体へ無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

譲渡いたします自治公民館建物は、中央団地3自治公民館と中央東団地自治公民館でございます。

譲渡する理由でございますが、颯田地区自治公民館につきましては、合併未調整事項となっておりますが、飯塚市公共施設等のあり方に関する実施計画において、「颯田地区の24自治公民館は、旧颯田町が直接設置したものであるが、他の地区との整合性を図る観点から、順次関係自治会へ建物を無償譲渡する」こととしており、これに基づき各関係自治会と協議を行いながら、譲渡の受け皿となる地縁団体設立完了後に、自治公民館建物を譲渡してまいりました。

これまでの譲渡の状況ですが、24自治公民館のうち、さきの平成26年12月議会において15自治公民館を、27年3月議会において6自治公民館建物を、地元の地縁団体へ無償譲渡することについて議決をいただき譲渡を行っており、今回議決をいただきますと、合わせて23の自治公民館建物の譲渡が行われることとなります。

なお、残り1つの自治公民館につきましても、先日、地縁団体設立が完了いたしましたので、9月議会において「財産の譲渡」の議案を上程する予定でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

説明は終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

これまで21、今回2つということなんですけれども、地元との話し合い、合意形成については、どういった点に気をつけてされていますか。

○管財課長

この自治公民館建物の譲渡につきましては、颯田地区の自治会長会等に出席いたしまして、譲渡の趣旨ということについてご説明を申し上げながら、また、地縁団体を設立することにつきましては、担当課と連携しながら、地縁団体の設立とか、そういうやり方についてご説明を申し上げながら譲渡を進めてまいりました。

○川上委員

その後の維持管理について、無償譲渡の際に、何か条件がついているのか、お尋ねします。

○管財課長

譲渡後の建物の管理につきましては、各地縁団体、地元でやっていただくことになっております。なお、土地につきましては、今までどおり使用貸借契約を締結いたしまして、土地については無償で貸し付けを行うということになっております。

○川上委員

私は、合併時の住民サービスは高いほうに、負担が低いほうにという約束事と言うか、基本

的な理念があったわけだけでも、その線から言うのですね、地元の同意のない、こういう移譲というのは正しくないと思うんですけども、地元の同意があるならばですね、とも思います。しかし、同時にですね、だからといって、今後、一切市がその自治会館の維持管理については、一切知らぬ存ぜぬという訳にはいかないのではないかと、それは先ほど冒頭言いました、合併時の基本的な理念に基づくものがあるからなんですね。そのことを要望しておいて、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第105号 財産の譲渡(中央団地3自治公民館建物)」及び「議案第106号 財産の譲渡(中央東団地自治公民館建物)」以上2件については、いずれも原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第107号 財産の取得(消防ポンプ自動車)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

「議案第107号 財産の取得」について補足説明をさせていただきます。

議案書の50ページをお願いいたします。本件は、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提出するもので、内容といたしましては、飯塚市消防団飯塚方面隊第8分団坂の下分隊及び筑穂方面隊第2分団第2部に消防ポンプ自動車各1台、計2台を買い替え配備するもので、取得価格につきましては、記載のとおり3769万2千円、契約の相手方は、株式会社ナカムラ消防化学 福岡営業所でございます。

以上、簡単でございますが、議案の補足説明を終わります。

○委員長

説明は終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第107号 財産の取得(消防ポンプ自動車)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

「議案第108号 財産の取得(職員用情報ネットワーク端末機器等)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○情報化推進担当次長

「議案第108号 財産の取得(職員用情報ネットワーク端末機器等)」の整備について、

ご説明いたします。

議案書の51ページをお願いいたします。職員用情報ネットワーク端末機器等を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び飯塚市議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、本案を提出するものでございます。

職員用情報ネットワーク端末機器等とは、職員が業務で利用しておりますパソコンであります。そのパソコンにつきましては、5年を目途に年次更新を行っております。本年度はノートパソコン175台、デスクトップパソコン800台、マイクロソフトオフィス一式の購入であります。使用期間5年を迎えましたパソコン975台のパソコン本体と、業務で使用いたしますマイクロソフト社製の汎用ソフトでございますオフィスを、市内業者の指名競争入札によりまして、取得価格9180万円で、株式会社玉置が落札されています。

パソコンの購入につきましては、毎年度、5年の使用期間を迎えた必要な台数の更新をお願いしておりますが、今年度は業務システムのリプレースを予定しておりますので、それに伴い975台と多くなっております。

業務システムのリプレースは、年末年始の閉庁日の間に行なわないといけないため、新しい業務システムでの事前テストと必要な設定をしたパソコンをできるだけ多く用意し、限られた時間内にシステムリプレースを終えるため、例年に比べ購入するパソコンが多くなっております。

昨年は、同様の財産取得議案について9月議会での議決をお願いいたしましたが、今回は来年1月のシステムリプレースに向け、準備に要する時間を確保するために、今議会で議決をお願いするものであります。

以上、簡単でございますが、議案の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

一括発注をしたんですね。その理由をお尋ねします。

○情報化推進担当次長

一括で発注したほうが、購入価格が安価に済むためでございます。

○川上委員

どのくらい安くなるんですか。

○情報化推進担当次長

見積もりの段階から、一括のほうが、業者のほうに見積もりをとりますと安いということで、その実際の見積もりの価格は、ばらばらにはとっておりませんが、そういう話のもとに一括発注というふうにさせていただいております。

○川上委員

そういう話じゃ困りますね。安くなるんでしょう。なぜ安くなるんですか。どのくらい安くなるんですか。

○情報化推進担当次長

どのくらい安くなるかという価格面はわかりかねますが、ソフトとハードと一緒に発注して、それぞれ納入される業者も、メーカーのほうから仕入れる価格が安くなるということでございます。

○川上委員

非常に説得力のない。それで応札した業者は、どういう業者ですか。

○情報化推進担当次長

市内の16者でございます。物品納入の業者でございます。

○川上委員

市役所のこういう購入のときの発想は、分割ではないんですか。分割し、全国展開の大手ではあれでしょうけど、市内の業者に分割で発注すると、これが普通じゃないんですか。

○情報化推進担当次長

申し訳ございませんが、そのところはちょっと承知しかねます。

○川上委員

承知しかねるというのがよくわからないですね。市が発注する仕事をね、地元業者に分割したり、分離したりして発注しましょうというのが基本じゃないですか。それをね、一括でやって、安くなりますと言うから、どのくらい安くなるんですかと言ったら、わかりませんときたでしょう。あなた方が一括発注する理由がまるでわからない。少し考えて、答弁してください。

○契約課長

委員のご指摘のとおりでございまして、市の発注の方針といたしましては、分離分割することが妥当でありますならば、分離分割をしまして、基本市内業者さんを第一義に考えて、入札への参加機会をなるべく多くするようには考えております。

○川上委員

そうすると、市の基本的な考え方から外れた財産の取得方法をとったということになりますけど、どうですかね。

○情報化推進担当次長

パソコン類の入札をする場合には、機種を指定して入札はいたしません。仕様書の中には、機能を書いて入札をかけます。今回のパソコンは975台と多ございまして、リプレースをするために多くなってはいるんですけど、その設定をするときに業者がばらばらでは、端末の機種がそれぞれ違ってくると、設定するのにも非常に時間がかかりますし、そのパソコンからプリンターにいろいろな帳票を出力するんですけど、その出力の方法もパソコンによって若干変わってきますので、効率が非常に悪くなりますので、一括した発注というのは、その点も含めて、お願いした1つの理由でございまして。

○川上委員

一括発注したのはなぜかと聞いたんですよ、最初に。安くなると言ったでしょう。いくら安くなるかと言ったら、わかりませんと言ったでしょう。そしたら、いま分離したりすると、不都合が生じるとおっしゃったけど、それは全然不都合じゃないですね。そのくらいの手間は、普通じゃないんですか。もう少し整理して、一括発注した理由が答弁できませんか。

○情報化推進担当次長

先ほども申しましたけど、設定する場合に、機種がばらばらでは設定に時間を要しますので、それが主たる理由でございまして。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:05

再 開 14:15

委員会を再開いたします。

先ほどの川上委員の質問への答弁から始めたいと思います。

○情報化推進担当次長

申し訳ございません。一括発注することでの金額の差というのは承知しておりません。申し訳ございません。ただ、先ほども申しましたように、機種をそろえて設定するほうが、障害もわかりやすいし、時間も節約できるために、一括発注とさせていただきます。

○川上委員

以前ですね、地デジに切り替えていったでしょう。このとき相当量のテレビを購入したんですよ。そのときに、どのように発注するかは相当議論になりましたね。そして最終的にね、市

長の決断で分割発注したんです。地元の業者、指名を出してないところもありましたから、指名も取り直して、そういうこともしたことがあるんですよ。今度は何ですかという感じですよ。ここは考えてもらいたい。地方創生とか言うじゃないですか。山笠の季節に入ったでしょう。担ぎ手がおらんわけでしょう。自衛隊に頼んだりね、遠い所から来てもらったりしているじゃないですか、必死になって。まちの肉屋さんとか、魚屋さん、野菜屋さん、それからたばこ屋さん、酒屋さん、薬屋さん、文具屋さん、電器屋さん、まちのという名前の付くのがね、もう地域からどんどん消えていって、地域創生どころじゃないですよ。だから、地域創生と言うんだったら、地域の人たちの所得をふやし、というのがあるんだけど、特に自営業の方々を、相当、応援していかなければならない、ことあるたびに。そのときに飯塚市がね、これは新庁舎にもかかわっていくのかな、5年ということになってくると。そうすると、役所はでかくなった。975台もパソコンを買うのにね、自分たちは縁もゆかりもないと、こういうふうな市政のあり方でいいのかと。もともとの国の考え方とも違うんですよ。先ほど答弁がありました。地元の業者に分割だったり、分離したりして、仕事ふやすんですよ。これが国の考え方であり、地方自治体の考えるべきことなんですね。ぜんぜん逆立ちのことをやっているんだけど、その口実がね、安くなると思いますと、わかりません、幾らになるか。それからスピーディか何かわかりません、効率的ですと。多少、不効率でもいいじゃないですか。地元の業者が助かれば。確かに玉置さんも地元の業者です。これは助かるようにしたらいいと思うんです。でも1回きりというわけにはいかないでしょう。だから、こういうときには、きちんと地元の業者に分割発注を行うという、そもそもの原則どおりにね、考え直したらどうかというふうに思います。これは要望にしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

「議案第108号 財産の取得（職員用情報ネットワーク端末機器等）」について、反対の立場を表明しておきます。詳しくは本会議で述べたいと思います。

以上で、討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第108号 財産の取得（職員用情報ネットワーク端末機器等）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

先ほどの「議案第101号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」についての答弁について、訂正したい旨の要求がありましたので、発言を許します。

○税務課長

先ほどの市税条例の改正の中で、川上委員から質問がございました、たばこの税収はどういった店から上がるのかということで、私が本店のある小売店というふうに答弁いたしました。この本店を取り消しまして、市内にあるたばこを販売している小売店というふうに変更させていただきます。申し訳ございませんでした。

○委員長

本件は、ご了承をお願いいたします。

次に、「請願第1号 原発再稼働中止を求める意見書採択を求める請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本件を審査するに当たり、紹介議員として宮嶋つや子議員に出席を求め、説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。

紹介議員さんは紹介議員席にお着きください。

(紹介議員着席)

それでは、本請願について紹介議員の説明を求めます。

○宮嶋議員

「原発再稼働中止を求める意見書採択を求める請願」についてです。

まず、意見書の文言についてご指摘をいただきまして、請願者の方とも相談いたしまして、以下3点について変更をさせていただきます。第1に、最初の表題の文言ですね。「原発」という文言を「原子力発電所」といたします。第2に、意見書案の、記2のところですね。2行目、「10万年もの期間」というのを外します。「長期間」としてはどうだろうかと思います。第3に、その後の、「未だにその処分方法も処分地も決まっています。」というのを外します。以上です。

それでは請願の趣旨説明を行います。前回、「原発の新規増設・再稼働の慎重審議を求める意見書」を採択いただきまして、ありがとうございます。その後の展開を踏まえて、原子力発電所再稼働中止を求める意見書を採択していただきたく、請願をいたしました。よろしくお願ひいたします。

福島原発事故から4年が過ぎましたが、いまだに収束の見込みどころか、汚染水の流出も止めることができず、放射性物質は大気や海に放出し続けております。また、放射性物質は長期間の厳重な管理を必要とします。原発を再稼働すれば、処分できない放射性物質、廃棄物がふえ続けることとなります。これだけのリスクを考えると、原発の再稼働は中止すべきであると思います。また、川内原発の火山審査では、審査に火山学者がほとんど参加できておらず、火山学会は見直しを求めています。

以上の項目についての審議が不十分だと考え、現段階での再稼働の中止を求めます。請願を採択いただきますよう、よろしくお願ひいたします。また、今議会におきましての意見書採択もあわせてお願ひいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○坂平委員

意見書案の中でですね、「原子力発電所」は最上段にある文言だけの訂正ですか。

○宮嶋議員

全般にわたって「原発」と出てくるところを「原子力発電所」というふうに替えていただきたいと思います。

○坂平委員

この放射性廃棄物は10万年とありますが、ここの訂正は、先ほど言われたでしょう。それを実質は8千年という文言は入れませんか。

○宮嶋議員

正式な政府見解でも10万年というふうに言われているというふうにこちらは認識しておりますので、あえて年数については触れないでもいいのかなというふうに考えています。

○坂平委員

それと先ほど言われましたね、処分方法、それと処分地、この処分方法は決まっているわけでしょう、処分方法は。だから、処分地がまだ未定ということでしょう。このあたりはどういうふうに考えてありますでしょうか。

○宮嶋議員

まだ処分方法も確定していないというふうに思っておりますけれど。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

それでは、紹介議員に対する質疑を終結いたします。

宮嶋議員さん、本日はお忙しいところ、ありがとうございます。退席されて結構です。

(紹介議員退席)

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○奥山委員

公明党の奥山亮一でございます。「請願第1号 原子力発電所再稼働中止を求める意見書の採択を求める請願」に反対の立場で討論を行います。

公明党は、段階的に以下、原発ということでも言わせていただきます。原発への依存を減らし、将来的には原発に頼らない社会、原発ゼロ社会を構築していくという脱原発依存の方針を掲げています。そのために原発の新規着工は認めていませんし、建設後40年を経た原発の運転を制限するというように、法律に明記されています。その上で、できるだけ速やかに、原発ゼロ社会を目指すために、省エネルギーや太陽光や風力といった再生可能エネルギーの導入推進を図り、火力発電の高効率化を進めていきます。自民党との政権合意でも、可能な限り原発への依存度を減らすということで一致しており、公明党は政府のエネルギー政策について、原発依存度を下げる視点で常にチェックしていきます。

また、原子力規制委員会が策定した新しい規制基準を満たすことを前提に、国民の理解と原発立地地域の住民の理解を得て、再稼働するか、否かを判断するとしています。新基準では、以前の技術で設置された原発を最新の知見に基づいて見直すバックフィット制度や、活断層などの徹底的調査を進めることなどが盛り込まれており、世界一厳しい基準となっています。安全に十分ということではなく、今後も不断の努力が必要であり、新基準による規制は信頼に足る内容であるとの公明党の方針に従い、請願第1号の反対討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○川上委員

私は、賛成の討論をしたいと思います。第一にですね、この請願はですね、原発をゼロにしてくださいという請願ではないんですよ。昨年、本議会が採択して政府に送った意見書、慎重審議を求めるという立場の延長線上なんですよね、そういう意味では。ですから、本来、全会一致ですから、今回の意見書についてもそう大きく立場が変わるわけではないから、一致してしかるべきだと思います。いま反対討論がありましたけれども、実は、公明党が段階的に原発の必要でない社会をつくっていかうと考えておられるのは、それは知っております。この請願そのものは、それを求めているわけではないんですけども、今のような状況のもとで再稼働をセーブして、止めておくことはですね、公明党の段階的な原発のいらぬ社会をつくっていくということとも本来一致するはずなんですよね。ですから、奥山委員が公明党の方針だということで、そう矛盾することではないと思うので、反対だというふうにおっしゃらなくてもよか

ったかなと思っております。

それから宮嶋議員が紹介された中で、3点目にですね、未だにその処分方法も処分地も決ま
っていませんということについては、私たち請願者の意を汲んで政府あるいは国会に意見書
を出す場合、一致点で意見書をつくることができると思うんですね。だから、意見が微妙な
ところは外しておく、そして請願者の趣旨は表題にあるとおり原子力発電所の再稼働中止を求
める意見書ですから、しかも請願の中では、現段階ではと、こういう文言も入っているわけ
ですね。ですから、私たちは、昨年来の慎重審議の延長線上でね、議会としては一致して請願採
択できるのではないかと思いますので、ぜひ、賛同を賜りたいと思います。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「請願第1号 原発再稼働中止を求める意見書採択を求める請願」につい
て、採択することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

可否同数。よって、飯塚市議会委員会条例第17条第1の規定により委員長が本請願に対す
る可否を裁決いたします。

委員長は本請願を不採択すべきものと裁決いたします。よって、本請願は、不採択とすべ
きものと決定いたしました。

「請願第2号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書の採択に関する請願」を議題といた
します。

お諮りいたします。本件を審査するに当たり、紹介議員として宮嶋つや子議員に出席を求め、
説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。

紹介議員さんは紹介議員席にお着きください。

(紹介議員着席)

それでは、本請願について紹介議員の説明を求めます。

○宮嶋議員

「請願第2号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書の採択に関する請願」についてです。

いま国会で会期延長までして論議が行われておりますが、衆議院の憲法審査会、この参考人
質疑においても、自民党が推薦した憲法学者の皆さんも含めまして、皆さんが憲法に違反する
というふうに、このことを判断いたしました。また、多くの憲法学者の皆さんが、いま反対の
声を上げておられるところです。この法案、集団的自衛権の行使を認めるものであり、また、
それがときの政権の判断によって委ねられるというところでは、大きく日本国憲法に違反する
ということで論議が行われておりますが、ぜひ、これを廃案にさせていただきたいということで、
請願をされております。よろしくご審議のうえ、採択いただきますよう、よろしくお願いいた
します。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

それでは、紹介議員に対する質疑を終結いたします。

宮嶋議員さん、本日はお忙しいところ、ありがとうございました。退席されて結構です。

(紹介議員退席)

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○奥山委員

公明党の奥山亮一でございます。「請願第2号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書の採択に関する請願」に反対の立場で討論を行います。

まず最初に、識者からの声を1つご紹介いたします。これは、東京財団上席研究員の渡辺恒雄氏の、識者の声ということでございます。日本の主な安全保障関連の法律は現在の国際環境に適応しておらず、何かあった場合に機能するか不安な点が多かった。法案はこうした矛盾を解消し、日本の防衛や地域の安定に責任ある形で取り組むことを明確にした。歴史的にも重要で画期的なものだと評価する。全ての法案が「専守防衛以上のことはしない」という憲法9条の精神に貫かれており、憲法の理念を堅持したのが公明党だ。その役割は安心を与えるという意味である「リアシュアランス」の観点から、2つの大きな意義がある。1つが、国民の心配を取り除くという点。さらに重要なのが、周辺国の懸念を払拭する役目。かつて日本の軍国主義の被害に遭った国が、今回の安保法制見直しを警戒するのは当然だ。特に中国や韓国にとって、歴史的に深いつながりと信頼関係を持つ公明党が連立政権にいる安心感は計り知れない。戦争立法との批判が一部にあるが、不安をあおる極論こそ、周辺国や国際社会の誤解を招き、国益を損なう。自衛隊の海外派遣に関しては、相当な歯止めを制限を加えており、実際に何を行うかは政治が判断する。その点、国会の関与も公明党の主張で明確になった。日本が世界で最も軍事力に抑制的な法律を持つ国であることは変わらない。「侵略戦争に道を開いた」「世界中に自衛隊が海外派遣される」という想定自体がオーバーで、そもそも自衛隊にその能力はないと言われていました。

公明党は、今回の法整備に対し、憲法第9条のもとで国民を守るため公明党の主張をしっかりと法に反映させるよう取り組んでまいりました。その主な項目として5つございます。1つ目として、自衛隊が行使できる範囲は自国の防衛のためが限界であり、他国防衛を目的にする、いわゆる集団的自衛権行使はできないことを閣議決定において明記し、新3要件を忠実に法律に書き込ませました。2番目としまして、当初政府は、周辺事態安全確保法を廃止しようとしたましたが、重要影響事態安全確保法という形で残し、日本の防衛のための後方支援と国際社会の平和と安定のための後方支援を明確に区分し、法案化した。3つ目としまして、国際社会の平和と安定のために行なう国際平和と支援法制定の際に北川3原則と言われる、正当性の根拠、国会による民主的コントロール、自衛隊員の安全確保を絶対要件と主張し、結果、後方支援は、1つ、国連決議がある場合に限る。2. 例外なき国会の事前承認、派遣期間が2年を超える場合は国会の再承認が必要となる。3. 自衛隊は現場の指揮官の判断で活動を中止・停止できるという内容を具体的に法律に書き込ませました。4つとしまして、国連統括下でないPKO活動についても、これまでの厳格なPKO5原則、1つ目、停戦の合意、2つの目、相手国の受け入れの同意、3つ目、中立性が確保されていること。以上の3つが崩れたら撤退、武器使用は必要最小限を維持し、これが崩れた場合は、自衛隊は撤退できることを法律に明記させた。5つ目として、その他、国会承認を求める場合の手続の明確化・厳格化など内閣が恣意的に判断できないような枠組みを定めた。以上、安全保障環境が厳しさを増す中、国民を守る隙間のない体制を構築するとともに、国際社会の平和にも貢献するための法整備であるとの理由により、請願第2号の反対討論を終わります。

○委員長

ほかに討論ありませんか。

○川上委員

私は「安全保障関連法案の廃案を求める意見書の採択に関する請願」に賛成の立場で討論し

ます。

5月に安保関連法案が国会に上程されて1月半近く国会で論戦が行われ、全国津々浦々で、また各界、各層の方々がこの法案の廃案ないし撤回を求める、そういう声を高らかに上げています。特にこのところ特徴的なのは、若い人たちが戦争法案撤回と、ストップと言う声を上げて、首都圏でも関西でも、また地元でもさまざまなデモだとか、宣伝を目に見える形で、またはインターネット、SNSの中で声を上げています。これは、戦後70年の歴史がむだに流れていないと、平和の国づくりが、多年にわたる取り組みがむだに流れていないということだと思えるんですね。1947年に制定された現憲法9条は2項からなっています。ご存知のとおりですけれども、第1は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」2項として、「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と述べているわけです。国会でどういう論戦が起きているかというと、この武力の行使、第1項で戦争と武力による威嚇、行使、3つ規定しておりますけれども、この行使にあたるのではないかということが、1番問われているんですね。2項もあります、国の交戦権も。これについてですね、先ほど宮嶋議員が紹介の中で、冒頭言いました3人の憲法学者、自民党が案内した参考人ですよ。民主党が案内した参考人、それから維新の会が案内した参考人が、それぞれ、ニュアンスの違いはもちろんあるんだけれども、この武力の行使、集団的自衛権は認められないということで、これまでの政府見解の立場を踏襲する形でもですね、憲法違反だと明言したわけです。

先ほど一部の学者の引用によって反対討論が行われましたけれども、それは私は無力でしかないと言うほかはありません。なぜならばですね、公明党はですね、去年の公明新聞、6月18日付けで集団的自衛権は認められないと、憲法は他国防衛を許していないという解説をしているんですよ。特に、安倍首相が1972年の政府見解を使ってですね、砂川判決以来の流れを踏まえたこの政府見解、結論的に他国防衛にあたる集団的自衛権の行使は許されないという結論を出しているのに、前半だけを使って安倍首相が集団的自衛権をこれまでも政府は認めておったという宣伝をしたわけですね。それに対して公明党は批判しているんですよ。批判の解説を載せているじゃないですか、ネットで。そしてなおかつ1972年の政府見解全文まで掲載してるんですよ。今も掲載してるんですよ。結論部分はくどいけども、集団的自衛権の行使は憲法上許さないという結論ですよ。公明党は昨年そういう立場を表明し、そして今日もなおそのニュースをインターネット上でアップしているのに、地方議会の場では、それと反対のことを討論で言う。少しおかしくないかと。政府がこの間言ってきた、この法案が合憲だという論拠は3つしかありません、基本的に。1番は砂川判決です。砂川判決の最高裁判決が、集団的自衛権を認めているという宣伝を最初にしたんですよ。ところが国会の議論の中で明らかになったでしょう。砂川判決は集団的自衛権のことなんか一言も触れていないわけですよ。このことが明らかになりました。それから2つ目が、いま言った72年の自衛権に関する政府見解なんですよ。これも先ほど言ったとおりです。白を黒と言い含めるというやつですよ。これも国会で国民が見守る中で、そのことが明らかになって、公明党もこれを認めました。そして、いや実は72年のときと安全保障環境が大きく変わったんだというのが3番目の理屈です。この理屈によって、この法律は提案されたんです。立法事実と言うやないですか。そうするとね、この安全保障環境がどのように変わったのですかという質問が、当然国民の中からも国会の中でも出るわけですよ。出ました、どのように変わったんですかと。そしたら答えられないですね。特に防衛大臣そのものが答えられないわけですから。そして他国が攻撃されて、自分の国が存亡の危機、存立条件を脅かされるような例が歴史上1つでもあったかと聞いたら、ありませんというのが政府の正式の答弁です。だから、もう法律が維持できないんですね。やっぱりね、数が多ければ何でもできるというわけではない。理屈がいるわけですよ。憲法もあれ

ば、法律もあるわけだから。解釈においても政府の積み上げてきた解釈があるわけです。たまたま選挙でね、小選挙区のもとで支持率が十何%で勝ってしまった政権がね、そのときの二内閣が、数が多いからといってね、そういう歴史的な積み上げの道筋も踏まえないで、こういう法律を出して本当に良いのかというのを、自民党の元幹事長やそういう幹部たちが次々に発言してるじゃないですか。公明党だってね、平和の党と言ってきたわけですよ。今ね、その看板をかけ直すのかね、引き続きかけるのかということが問われているんじゃないですか。憲法違反であることが国民の大多数の認識になりつつある。また、政府の3つの合憲論が次々に崩れて、わかり始めていると。そして国民世論もね、少なくともこの国会ではね、もうだめだと言っているのに、地方議会が、この国民、住民の安全とか意思を大事にして意見書を上げるのは、私は普通のことだと思います。これからの日本の外交と平和の問題については、ことし戦後70年じゃないですか。憲法9条を持つ国としてね、これを世界の標準としていきましょうよという呼びかけをしてしかるべき年ですよ。意見の違いとか紛争とかあるでしょうけど、いちいち戦争なんかしておられますか。話し合いでいけばいいじゃないですか。私たち日本国民は、長年にわたってね、その努力をしてきたために、自衛隊という実力組織があっても、外国に行って人を殺していませんよ。また、殺されてもいません。帰って来てノイローゼで自殺した人が五十何人もおると、それは国会で明らかになっているけれども、それは本当に不幸なことだと思います。しかし、いま安全保障関連法案が強行されていけばね、アメリカという国が海外で起こす戦争に、自衛隊が参加させられていく。そして、犠牲者が出るということもはっきり言ってるでしょう。今まで無かったことが、この法律をつくったら起こる。しかも、海外でとんでもないことが起こるだけではなくて、翻って我が国内でもね、テロだとかさまざまなことが起こる。こういうことが心配されるというか、現実のものになる危険性が非常に高い。こういう心配を、みんなしているときに、意見書採択をしようというときに、わざわざ賛成討論をするというのはあり得ない。政権与党の応援団の学者の発言を長々と引用して討論されているんだけど、そういうのは討論と言わない。

○委員長

川上委員、いいですか。請願に対する討論を行っていただくようお願いいたします。他の討論に対するそういう意見は、それは言わないで。

○川上委員

ですから、私たちがこの日本を再び戦争する国につくりかえてしまう危険の高いこの安全保障関連法案についてね、飯塚市議会として廃案を求める意見書を出すのはごく自然なことだと思います。以上で、討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「請願第2号 安全保障関連法案の廃案を求める意見書の採択に関する請願」について、採択することに賛成の議員は挙手願います。

(挙 手)

可否同数。よって、飯塚市議会委員会条例第17条第1項の規定により委員長が本請願に対する可否を裁決いたします。

委員長は本請願を不採択すべきものと裁決いたします。よって、本請願は、不採択とすべきものと決定いたしました。

○委員長

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について」報告を求めます。

○地域連携都市政策室事業担当主幹

飯塚市中心市街地活性化事業の取組み状況につきまして、お手元の資料に基づき報告させていただきます。

資料1 ページ、これまでの経過及び今後のスケジュール(案)について、お願いいたします。

初めに、これまでの主な経過についてでございます。前回、6月2日以降、大きな動きはございませんが、6月16日に第16回商業活性化研究会分科会を開催し、主要施設のデザインを確認するとともに、本町東地区エリアのネーミングなどについて協議しております。

次に、今後のスケジュール(案)について報告いたします。飯塚本町東地区土地区画整理事業につきましては、7月10日にアーケード機能回復工事の地元説明会の開催を予定しております。山笠終了後になります7月中旬から工事に着手しまして、現在施行中の第2期造成工事とともに、その完了予定となります11月上旬に第2期使用収益を開始する予定となっております。なお、アーケード機能回復工事は、現在、永楽町アーケードのほとんどを解体しておりますが、本町商店街と接合しておりますドーム部分が残っております。これらをすべて解体したうえでアーケードとして連続性が保たれるよう機能回復工事を実施するものでございます。

続いて、ダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業につきましては、7月上旬に公的機関の検査を経まして、施設引渡しの予定となる10月上旬に、飯塚市健幸プラザの供用開始を予定しております。

7月24日には、第9回飯塚市中心市街地活性化協議会を開催する予定で、中心市街地活性化事業の事業報告及び今後の基本計画の取組みに関する意見をいただくこととなっております。

続いて、吉原町1番地区第一種市街地再開発事業につきましては、7月25日に「サンメディラック飯塚」のグランドオープンの式典が挙行され、飯塚急患センターの診療は8月1日、土曜日から開始する予定となっております。なお、サンメディラック飯塚内に建築された分譲マンション62戸については、すべて完売したと報告がっております。

続きまして、1枚めくっていただき、平成26年度 認定中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップに関する概要報告をお願いいたします。飯塚市中心市街地活性化基本計画は平成24年3月29日に内閣総理大臣の認定を受け、平成24年度から平成28年度の5カ年で実施しております。基本計画につきましては、中間年度でのフォローアップを予定しており、今回、中心市街地の活性化に関する法律第12条に基づき内閣府により報告を求められておりますことから、平成27年5月15日に提出しております。その報告書の概要について説明いたします。

このフォローアップでは、当市の基本計画において設定しました目標指標であります「中心市街地内の歩行者通行量」及び「中心市街地内の居住人口」に対する達成見込みや取組みの進捗状況、今後の対策など評価・報告するもので、本日お配りしている資料は内閣府に提出いたしました報告書の抜粋となっております。

まず、Ⅱ. 報告の概要、それにつきまして、2番目の中心市街地内の歩行者通行量のフォローアップ結果のグラフをご覧ください。線種の色分けは、青色は活性化事業を行わなかった場合の推計値、赤色は目標値、緑色は実績値となっております。基本計画では歩行者通行量を平成22年度の2万6645人を維持することとして、平成28年度の目標値を2万6800人に設定しております。平成20年度より下降していた通行量は平成25年度に歯止めがかかっており、平成26年度は平成25年度を若干下回ったものの2万5086人の通行量をカウントしております。平成26年度時点において目標値2万5326人に対して実績値2万5086人で、達成率は99%となっております。主要事業のダイマル跡地事業の進捗が

遅れておりますものの、他事業は概ね予定どおり進捗しており、ほぼ期待した結果が得られておりますことから、平成28年度の最終目標であります2万6800人の達成は可能と考えております。

次に、次ページをお願いいたします。次ページ中ほどの3. 中心市街地内の居住人口のフォローアップ結果についてお願いいたします。居住人口については平成22年度の3696人を基準に、近年最大値に相当する3820人を平成28年度の目標値として設定しております。居住人口についても、歩行者通行量と同様にここ数年は減少に歯止めがかかった状態となっております。平成26年度時点において目標値3620人に対して実績値3639人で、達成率は100%となっております。今年度に入居が予定されております吉原町1番地区第一種市街地再発事業の分譲マンション、そしてダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業の賃貸住宅、平成28年度には飯塚本町東地区優良建築物等整備事業の分譲マンションが完成する見込みです。これらにより、ほぼ期待した結果が得られていることから、平成28年度の最終目標であります3820人の達成は可能というふうに考えております。

本基本計画の実施によりまして、中心市街地活性化の期待感から、計画当初から民間によりますマンション建設や、最近では周辺商業施設の改築・建て替えなどの動きが計画されるなど、民間投資によりますまちづくりが顕在化してきております。今後さらなる波及効果が期待されることとなります。これからも平成28年度完了、目標達成に向けまして事業を推進してまいります。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「仕組債について」報告を求めます。

○財政課長

「仕組債について」と記載しております資料をお願いいたします。

仕組債につきましては、議員の皆さまには大変ご心配をおかけしておりましたが、平成27年6月をもって、本市で保有しておりましたすべての仕組債が償還となりましたので、ご報告申し上げます。

資料の表の左から、参照為替、購入額、発行体、年限、早期償還条件、償還日、期間、利金の実績を記載いたしております。

平成19年に10億円を2つ、5億円を1つ、計3つの仕組債で合計25億円を購入いたしました。一番上の5億円につきましては、平成19年12月に購入し、平成23年12月に4年間保有で早期償還となっております。利金が合計で4808万7500円となっております。

また、次の10億円につきましては、平成19年6月に購入し、平成26年12月に7年6月保有で早期償還となり、利金が合計で5000万円となっております。

また、次の10億円につきましては、同じく平成19年6月に購入いたしまして、平成27年6月に8年間保有で償還となり、利金が合計で1億3158万8940円となっております。

以上のとおり、本市保有の仕組債はすべて償還となり、利金の合計は2億2967万6440円となっております。

以上で、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

もともと地域振興基金からということなんですけれども、この構成が、もともとどういう構成だったか、説明してください。

○財政課長

この仕組債につきましては、いま言われますが、地域振興基金だけではなく、他のいくつかの基金の中で、長期運用を可能としておりました、これは平成19年ですが、基金56億5000万円、これを一括運用として、いくつかの国債、それから仕組債として運用するということでしたのでございます。いま言いましたように仕組債が25億円でございますが、一部には地域振興基金を充てておりますけれども、地域振興基金、これにつきましては、合併特例債によって95%を借り入れまして、積み立てを行うものでございます。地域振興基金は40億円基金造成をしまして、これを地域の事業に使っていくということでしたしております。95%のうちの、38億円に95%はなります。この38億円を借り入れまして、これに対する利子が3億5000万、市の一般財源は、いま言いましたように95%の残りの5パーセント、2億円、これで基金40億円を造成しました。これにつきましては、交付税措置、合併特例債は交付税措置が7割されますので、38億と利子の3億5000万に対して、交付税措置が29億ございます。最終的に市の持ち出しはないと、実際は25億5000万、最終差し引きでプラスになると。この一部を活用しまして、仕組債を運用したということでございます。

○川上委員

私の計算は、そういう計算しないんですよ。市が一般財源から2億出すでしょう。38億借金するでしょう。40億で基金つくって運用するんだけど、38億には、当然ながら利子がついてくるでしょう。この利子の利払いと運用果実がどうかという比較なんです、まずね。これを見てみると、利払いよりも果実のほうが1億1300万ぐらい少ないですね、それで言うと。だからバランスシートはね、いま言ったバランスシートはね、1億1300万マイナスなんですよね。これに皆さんは、皆さんと言うか、担当課は、交付税措置がありますからと言うわけですね。これに対して交付税そのものが減っていく中で、借金返しの分がふえるわけだから、どうなりますかね。沈む中で、借金返しがふえるんだから、本当に民生に使える、住民福祉に使えるお金はダブルで減っていくということになりませんか。皆さんは飯塚市の幹部だから、職員だから、飯塚市の財政だけを考えますね。しかし市民は国税も払えば市税も払う立場です。この立場でバランスシートを見てみると、私が最初に言ったとおりになるわけです。国と市が40億運用してね、今の段階でマイナスの1億1300万と。これは儲かっていればね、プラスだったら良いんですよというわけじゃないんですよ。地方公共団体、地方自治体が借金をして、それを運用して、利鞘で住民福祉の仕事をしていこうという発想そのものが間違っていたんじゃないかと。

導入に力を貸したのが日興コーディアル証券、ここの関係は、この間どういう関係になっていますか。

○財政課長

仕組債につきましては、いくつかの証券会社が営業という形で来られてますけど、日興だけではなく、いろんな証券会社が来た中でいたしております。その1つの日興証券が、この仕組債を紹介と言うか、仲買いして買ったという形になっております。

○川上委員

日興コーディアル証券は、この仕事でどれぐらいの収入を得るわけですか。

○財政課長

日興証券の利鞘と言うか、もうけについては承知いたしておりません。

○川上委員

飯塚市の意思とは無関係に、日興コーディアル証券が取り引きをどんどん進めていって、事

後報告というようなことはないですか。

○財政課長

そのようなことはありません。

○川上委員

私は仕組債の全体を総括する上でね、この日興コーディアル証券が、どういう仕事をこの間して、どういう利益を上げたのかね、損はしていないでしょう。これを把握しておくことが重要だと思います、今後のために。いずれにしても私は最後に、飯塚市の健全財政というのは共通の思いだと思うんだけど、こういうようなことは、もう2度としてはならないというふうに思っています。その意見を表明してね、質問を終わります。

○副市長

ちょっと、いま私ネットで見ってたんですが、基本的な認識に間違いがあると思います。地域振興基金を、これに充てたわけでないのは担当課長が言いました。仮に地域振興基金だけに限って言えば、借金ではありません。交付税措置で合併特例債を使って補助金で返ってくるわけですから、2億円払って38億円の現金を市が得たということなんです。38億円は借金ではないんですよ、これは。起債で順番に返していくけど、2億円出したら38億円の交付税措置をします。もちろん利払いがあるから、38億円からさっき言われた利払いの分だけは、実際減っているかもしれません。ただ、2億円一般財源をつぎ込めば国が38億の、わかりやすく言えば、地域振興基金だけこれは補助金と思ってもらっていいです。ですから借金とは全く違うから、その認識だけは改めてもらいたい。ですから、きょう発売のプレミアム商品券と一緒にですよ。例えば1万円出せば、1万2千円の買い物ができる。ですから2億円出せば38億円、それを起債で払って、それを借金、わかりやすく言うと、38億円を使えるのは、全部払わないと使えませんけれど、国が合併したところに、そのお金を利用して合併後のまちづくりにそれを使ってくださいということをしたわけですから、起債で確かに振興基金をもらっているけども、借金とは違うということだけ認識しておいてください。これは補助金という形でもらったという説明をしたほうがわかりやすいんです。だから、もちろんこの仕組債は、もっと詳しく言いますと、合併したときに各金融機関、1市4町で支店がばらばらでした。まず金融機関ごとに市と取り引きする支店を一本化しました。そして基金がたくさんある中で、前はその基金ごとに運営してたんですよ。そうすると、金額が少ないと大口定期とか金利がなかなか稼げないということで、基金の中身を一旦洗いなおして、短期、中期、長期、使えない基金もありますから、まさかのときに。そういうやつを仕組債にして、大体その長期の中の、当分必要ないと思われるやつの中の2、3割を、だから全体ある中の、短期、中期、長期の中の、長期の基金の中の2、3割を仕組債にしようと、そして元本は保証ですから、金利をできるだけ高く稼ごうということですから、今の報告は、私は少し不備があると思うんですが、これだけやっているのを、当時は5年の国債で運用していましたから、5年の国債の金利とこの金利を比較して、最終的には絶対プラスなんです。ですから市の一般財源、市民の方の財産は1銭も減らしてないし、地域振興基金というのは2億円の一般財源で国から38億円のお金もらったというふうに、それと仕組債で利息も通常よりもたくさん稼いだということですから、そのように認識だけは改めていただきたい。というのは、私が現役のときにとりかかりましたので、いろいろ2年間、証券会社を2社呼んで、同じ質問を同じところにぶつけて、疑問があるところを、1社だけでは信用できませんから、2社を交互に呼んで、1年間かけてじっくり勉強した中で取り組んでいった。元金保証、公金ですから、元金保証と。一時、リーマンショックか何かで、このあと元本が下がった、下がってないという論議が議会内でもありました。ただ、国債は取り引きが多いですから市場がありますけど、この仕組債は確かに市場がないですから、もろに為替の影響を受けて、元本が減ったという言い方をしきりにされましたけど、途中でこれを売り買いしようという品物ではありません。国債は途中で売り買いできるんです

よね、良いときに、その金利とかそういう状況で、売れば金利は稼げます。そのようにしてあるかどうかわかりませんが、これはもともと途中で売るつもりはないんですよ。一定の目標を立てて、目標どおりいかなかったら、例えば20年とか30年経ったら、元本だけは100%安全に返ってくるという品物ですから、これに取り組んだのが間違いだという感覚は、私は今でも持っておりません。ですから金利差は、これは5年ものの国債と比較すれば、十二分にプラスが出ているというふうに思っています。それから、1番の問題は、地域振興基金が借金だと言われました。これは借金でも何でもないと、この2つだけは十分に認識をしておいていただきたいというふうに思って、上がってきたわけです。

○川上委員

地域振興基金40億円のうちの38億円は借金です。合併特例債、齊藤市長の名前で起債しています。それで、昨日、骨太何とかとかいうことになったでしょう、安倍首相が。この10年近くの間にも、国は借金を秒単位でふやしていきながらね、地方、地方で1000兆円という状況になっているわけでしょう。そして軍事費は削らないで、社会保障を削るという状況になっている国が、本当は地方自治体の福祉の充実のために補助金出せばいいじゃないですか。必要な交付税措置、足りないんだから、法律に基づいてね、交付税率を引き上げ、ちょっと上げましたけど、上げればいいわけですよ、もっと。ところがね、国はそういうことを考えなかったわけですよ。自分が合併した自治体には10年経てば、地方交付税の算定を切り替えて下げていくんだけど、その中にあなたが借金していいよと言った、借金返しの分は地方交付税の中に入れておくからねというわけでしょう。こっちはさっき言ったとおりで、こっちは下がっていく、借金払いはふえていく。そうすると、本当に福祉のために使える地方交付税というのは、減っていかざるを得ない。このことがわかりにくいんですよ。このわかりにくさの中でね、飯塚市が資金運用で云々というようなことをね、わかりにくいことしたらいかんと思う。わかりやすく。地方税でしょう、補助金でしょう、それから地方交付税、地方交付税は足りなければふやすべしという法律があるわけだから、だから何かね、またオートレースとは違いますけど、何かこう自助努力じゃないけど、ドイツとかノルウェーとかね、そこまで手を伸ばしてね、少し果実をとって、赤字バス路線維持とかね、一般財源から出せばいいじゃないですか、700万ぐらい。だから、わかりにくいことをしてはならない。わかりやすく、透明性を持って、堅実なことをやって、初めて私は改善できると。交付税の借金返しの送り込みが補助金というのは、担当者はそういうふうに思われるかもしれないけど、補助金じゃないです。やっぱり借金返しですよ。

○副市長

正式には補助金ではないんですよ。交付税措置がある、この交付税措置のルール分と言いますか、これについてはきちっと計算すれば、その額が入ってきかということ、財政のほうできちっと計算で確認できるんですよ。この約束した分については、もちろん言われるように、市長の名前で起債を借りて、それを返したけれども、その返す中の70%は交付税措置がっておりますから、私は単純にわかりやすく補助金と言ったけども、たしかに返すのは返しています。ただ、少ない一般財源でそれだけの資金を、逆に言ったら、もちろん貰ったということで、合併した市町村にはそういう恩恵があったわけですから、これを十分に活用しないという手はないから、この手を使っただけで。それと資金運用については、確かに質問委員と私ではそのへんの透明性とか公明性とか、わかりやすく単純にとありますけど、ここに上がっている3本のやつは、国債の信用格付けから言うと、日本の国債よりもはるかに高いんです。その1点だけお知らせしておきます。これは2つの、S&P、スタンダード&プアーズともうひとつ、格付けが2つありますけど、これが例えば、トリプルAだとしたら、日本はですね、Aとか、国際的な格付けから言うと、日本はご存知のように借金が多いですから、格付けは低いんです、信用度が。そういうことだけは頭に置いておってください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「学校跡地の利活用方針（案）について」報告を求めます。

○行財政改革推進課長

それでは、飯塚市立小学校・中学校再編整備により生じます学校跡地の利活用に関しまして、方針案を策定しましたので、その内容について報告いたします。資料をお願いいたします。学校跡地の利活用につきましては、飯塚市公共施設等のあり方に関する第二次実施計画において、地域住民の意見を聴きながら行なうとしておりますことから、今後はこの方針案をもとに、それぞれの地域で協議を行なってまいりたいと考えております。

それでは、方針案の概要についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。今回の学校跡地の利活用方針の対象となる学校跡地につきましては、表のとおりでございます。また、小学校敷地内にある児童センターにつきましても、学校跡地と一体的な利活用を検討してまいります。

2ページをお願いいたします。「2 利活用検討における基本的な考え方」といたしましては、平成23年3月策定した「飯塚市公共施設等のあり方に関する第二次実施計画」に基づくものとします。

「3 基本的な考え方に対する検討方法」につきましては、検討手順を整理いたしております。

基本的な考え方①では、譲渡を行なう場合には、地域住民との協議等を踏まえて検討を行い、民間譲渡の基本的な方針を定めるといたしております。

②では市としての利活用する場合の方針の定め方、それから施設の廃止に伴う課題対応について検討していくことといたしております。

③につきましては、今回対象外となりますので、省略いたします。

次に3ページの下の方になります。4 市としての基本的な利活用方針では、3つ定めておりますが、①新たな機能の公共施設の設置は、原則行わない。②耐震基準を充たしている学校施設は、老朽化した公共施設の代替施設としての利活用を検討していく。③耐震基準を充たしていない学校施設は、改修経費が多額となることを踏まえ、市としての利活用は原則行わない。という方針のもとに利活用を検討していくとしております。

資料の4ページをお願いいたします。「5 民間譲渡（売却）の基本的な方針」では、原則、学校跡地は民間への譲渡となっておりますので、次の4つの方針に基づいての譲渡を進めて行くものとしております。

①は飯塚市民共通の財産であること。②都市計画等の方針に基づくこと。③今後の大きな課題である人口減少やそれに伴う財政規模の縮小などの解決につながること。④は③とも関連いたしますが、買物、公共交通等、地域住民生活の利便性向上につながること。以上のような方針で利活用を検討していくとしております。

次に、6につきましては、方針期間は2年といたしております。方針を立てましても実際に利活用する事業者がない場合も想定されますので、その場合には新たな方針を立てることといたしております。

7の留意事項につきましては、利活用するにあたってはいろいろな課題が生じますので、当然それらを調整したうえでの利活用ということになります。

8からが、いわゆる個別の学校の利活用の方針になります。

まず、①蓮台寺小学校につきましては、市としての利活用はないということ。それから国道201号線沿いに立地しておりますので、定住促進や利便性向上につながる利活用を検討してい

る民間事業者等へ譲渡することとしております。ただ、ここにつきましては西山断層が直下に位置していることを考慮するとしております。

②鎮西中学校につきましても、市としての利活用策はございませんので、同じく定住促進や利便性向上につながる利活用を検討している民間事業者等への譲渡といたしております。

③潤野小学校につきましても、市としての利活用策はございません。ただ、ここにつきましては、住宅地の中に立地していることから、定住促進につながる利活用を検討している民間事業者等への譲渡とします。

④飯塚第三中学校の体育館でございますが、これにつきましては耐震基準も充たしていること、それから近隣の社会体育施設が老朽化していることから、当分の間は社会体育施設として利活用するとしています。また校舎の一部につきましては、小中学校の統廃合、それから庁舎、地区公民館の整備により、一時的に余剰となる備品をストックする倉庫としても活用するとしております。上記以外の校舎敷、運動場、プール敷につきましては、市としての利活用策がないので、民間譲渡としますが、鯉田地区の公民館移転候補地の1つとなっていますことから、公民館の整備計画内容によっては方針を見直すとしております。民間譲渡の方針といたしましては、住宅地の中に立地していることから、定住促進につながる譲渡とします。

次に、⑤楽市小学校跡地については、今後、楽市・平恒の統合保育所を設置する計画がございますことから、平成28年10月までに方針を決定するとしてしております。運動場、体育館敷、プール敷につきましては、市としての利活用策はございませんので、民間譲渡とします。民間譲渡の方針といたしましては、住宅地の中に立地していること、進入道路の幅員が6メートル未満であるということもございます。そういうことから定住促進につながる譲渡としております。

⑥穂波東中学校につきましては、施設及び跡地ともに、市としての利活用策がなく民間譲渡とします。ここにつきましては、敷地外に運動場が別の所がございます。これにつきましては、穂波東小中一貫校のグラウンドが、現状すべての部活動に対応できないということもございまして、社会体育施設として当分の間は利活用するとしてしております。また跡地は住宅地の中に立地していることから、定住促進につながる民間譲渡といたします。

以上が各学校の方針でございます。あわせてお配りいたしております参考資料は、それぞれの地域の人口推計や社会資源を整理いたしております。これらの資料も含め、それぞれの地域に出向き、意見をお聴きしながら、正式な利活用の方針を策定したいと考えております。

以上で、「学校跡地の利活用方針（案）について」の説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○梶原委員

今の説明でですね、鯉田の小学校跡地ですか、それと楽市小学校の部分についてはですね、一部残していくということですが、それ以外については市としての利活用は考えていないということで、後に民間譲渡するということですが、その前段でですね、その前に周辺住民の意見を参考にして、その後にこういった方向性でいくんだろうと思いますけれども、周辺住民の方の要望が、もし残して何か別の形でと言ったときに、どの辺ぐらまで、その要望に応えられるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○行財政改革推進課長

どの辺までと言われても、今のところ、ちょっとお答えのしようがございませんが、基本的には4つの行政としての利活用の方針、それから売却するための方針、要は市が今後抱える課題が何なのかということ、住民の皆様と話し合いながら進めていきたいというふうに思っておりますので、どこまで譲歩できるのかという話は、今は控えさせていただきます。

○梶原委員

この書き方では、全く市は利活用については考えていないようなとり方ができると思うんですよね。ですから、そこら辺は周辺住民説明会のときにはですね、その辺はプラスしてですね、話をさせていただきたいと思しますので、要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市県民税変更決定処分取消請求事件について」報告を求めます。

○税務課長

「市県民税変更決定処分取消請求事件について」ご報告いたします。

本事件につきましては、平成24年7月30日の総務委員会で報告しておりました「市県民税変更決定処分取消請求控訴事件」につきまして、平成27年5月26日に最高裁判所において判決がありましたので、ご報告いたします。

資料といたしまして、上告人が起こされました、税務署及び市に対する裁判等を時系列で記載したものを参考にご説明いたします。

まずは、本事件の起因となりました事件からご説明いたします。飯塚税務署が上告人、市内在住の方でございますが、の平成15年分、同16年分、同17年分の所得税について所得調査を行った結果、所得の更正があり、平成19年3月14日に所得税の更正決定を行いました。

上告人は税務署の更正決定に対し不服があるとして、平成19年5月11日に「国税不服審判所への審査請求」を行いました。平成20年4月22日に審判所において原告の請求が棄却されました。

上告人はこれを不服として、平成20年10月22日に福岡地方裁判所へ更正決定の取り消しを求める訴訟を起こされましたが、平成21年10月6日に福岡地裁はこの訴えを棄却しました。

上告人はこれを不服として、平成21年10月20日に福岡高等裁判所へ控訴され、平成22年3月11日に高裁は福岡地裁と同様の判決とし、原告側の控訴を棄却しましたが、上告人はこれを不服として、平成22年3月24日に最高裁へ上告され、平成22年7月2日に判決が下され、上告人の訴えが棄却され、当初の税務署の更正額で確定しました。ここまでの、上告人と税務署の裁判の結果でございます。

よって、飯塚市は最高裁での確定を受け、平成22年8月23日に変更決定の処理を行い、上告人に対し、平成16年度から平成18年度分の市県民税の納税通知書及び納付書を送付したものでございます。

しかし、上告人はこの更正決定に対し、税務署が更正決定したのは平成19年3月14日で、この日において市県民税も更正決定すべきであるとし、地方税法第17条の5第1項により、「法廷納期限の翌日から起算して3年を経過した日以後においてはすることができない」となっているとして、市が更正決定した平成22年8月23日は3年を経過していることから課税できないとして、平成22年10月4日に「異議申立書」の提出がありました。

飯塚市が最高裁判決の日を持って課税した根拠としましては、地方税法第17条の6第3項第3号の規定により、「所得税に係る不服申し立て、又は訴えについての決定、採決又は判決があった場合、その所得税の更正の日から2年間、住民税の更正が認められる」という条文に基づき、最終的に所得税の税額が確定した最高裁判決の出た平成22年7月2日を更正決定日であるとして、平成22年8月23日に平成16年度から18年度分の市県民税の更正決定を処理したものでございます。

これを持って、平成22年10月28日に申し立てを棄却する旨の「異議申立に対する決定書」を送付しております。

上告人はこの棄却とした決定を不服として、平成23年4月21日に福岡地方裁判所に訴訟を提起されましたが、平成24年1月17日に福岡地裁は飯塚市の主張を認め、原告敗訴としたことから、これを不服として上告人は福岡高等裁判所へ上告され、平成24年6月28日、福岡高裁は一審の判決を支持し、訴えを棄却としました。上告人はこれを不服として、平成24年7月11日に最高裁判所へ上告されたものでございます。

一審、二審では飯塚市の主張が認められたものの、平成27年5月26日の最高裁判決では、「1. 原判決を破棄し、第一審判決を取り消す。2. 飯塚市長が上告人に対し平成22年8月23日付けでした平成16年度分から同18年度分までの各市民税及び各県民税に係る賦課決定をいずれも取り消す。3. 訴訟の総費用は被上告人の負担とする。」との判決が出ました。

この判決の理由でございますが、要約いたしますと、所得税の更正の決定がされたのは、審判所による採決のあった平成20年4月22日であり、それ以後の裁判はあくまでも「増額された所得税」に対する裁判である。

つまり、平成20年10月から平成22年7月までに行われた裁判は「増額された所得税額」を認めるか否かの裁判であり、所得税の増額は決定している前提である。

よって、住民税の更正は、まず、平成20年4月22日の採決を基に最初の更正を決定し、仮にその後の裁判で取消請求が認められ、税額が変化したなら再度住民税の更正を行うべきであるとされ、飯塚市が主張した、最高裁判決の日を最終的な更正決定日とは認めない判決結果となりました。

この判決を受け、上告人が納付されました本税及び延滞金563万8200円及び還付加算金92万3478円を加えた656万1678円につきましては、平成27年6月5日を更正決定日として、還付手続きを行いました。また、上告人の裁判費用につきましても、請求があった場合は関係課と協議のうえ、速やかに支出するように考えております。

以上で、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、閉会中の特別付託事件について、お諮りいたします。

本委員会として、「入札制度について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「入札制度について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。

なお、本件については、会議規則第105条の規定に基づき、議長に申し出をいたしますので、ご了承願います。

これもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。